

フィリピン土地制度史序説

滝川 勉

- 一 農業生産の諸条件と生産力
 - 1 農業経営の零細性
 - 2 在米農法の性格
 - a 水と灌漑
 - b 施肥
 - c 除草
 - d 小農民的労働手段
 - 3 改良農法の性格と問題点
 - 4 農業生産力の低位と停滞性
- 二 スペイン統治以前の歴史的發展
 - 1 スペイン統治以前の原住民社会
 - a 一世紀後半の社会経済情勢
 - b 教団所有地における土地問題
 - c フィリピン革命の基本的性格
 - d アメリカ統治下の土地問題
 - 2 スペイン統治下の土地制度
 - a 一九世紀後半の社会経済情勢
 - b 教団所有地における土地問題
 - c フィリピン革命の基本的性格
 - d アメリカ統治下の土地問題
 - 3 教団所有地における土地問題
 - 4 教団所有地の解体
 - 5 土地所有権設定問題
 - 6 公有地配分問題
 - 7 農業不安の展開

この小稿は、フィリピンの土地制度ならびに土地立法の現状を考察するための準備として、主として土地制度の形成過程を、スペイン統治以前、統治下およびアメリカ統治下（コモンウェルス期を含む）の時期区分にしたがって、きわめて概括的に跡づけるものである。ここでは、とくに、フィリピンの少数の歴史学徒によって最近ようやく着手されはじめ、海外の研究者のあいだではほとんど未開拓の分野であるフィリピン革命の農業的要素を、できるかぎり摘出し、明らかにしようとして試みた。この点の十分な理解は、フィリピンの土地制度史のうえで——やや大げさに言えば、世界史とのつながりを自覚する点で——最も重要な環をなすものだと考えるからである。しかし、この試みは、課題の大きさに反して、紙数の制限と、それ以上に資料的制約（フィリピンにおける研究の現水準）によって、

きわめて不十分・不本意なものに終らざるをえなかった。改めて他目を期する以外にない。

なお、この小稿では、土地制度の史的考察に先立って、フィリピンの農業生産の技術的条件について若干ふれておいた。その場合の気持を述べるならばこうである。われわれが一国の生産諸関係——ここでは土地所有関係——を考察しようとする場合、それを社会の生産諸力に対応するもの（一般的には逆にそれを規定するもの）としてとらえるとするのであるが、その場合、われわれは、その関係を直接的対応として考えるのではなくて、生産諸力が歴史的・具体的に規定された総体としての一定の生産様式——あるいは生産方式——を媒介環として、はじめて学問的に理解しようと考えるのである。ところで、ほんらい、生産様式という場合には、とうぜん生産の自然的・技術的条件の両面に言及しなければならない。しかし、フィリピンの場合には、資料の制約で、いまのところ、これを十分に果すことができない。そのうえ、課題の重点はあくまで土地制度の方にあるので、今回はたんにフィリピンの農業生産（とくに稲作）に特徴的な技術的性格を拾いあげるに止めた。それもきわめて不十分なものではあるけれども、あえて要約的に述べたのも、土地制度の理解のために、序論的役割ぐらいは果しうるものと考えたからである。

一 農業生産の諸条件と生産力

1 農業経営の零細性

一九四八年センサスによれば、フィリピンにおける農場の平均規模は三・五ヘクタール、米作の場合は三・一ヘクタールであるが、農業経営がきわめて粗放であって稲作の生産力が日本の場合にくらべておよそ三分の一ないし四分の一程度であることを考えると、フィリピン農業の経営規模はきわめて零細であるといわざるをえない。

ところで、農場面積のうち実際に耕作されている面積はさらに小さく、たとえば全農場の場合には、三・五ヘクタールのうち平均耕作面積は二・二六ヘクタールで約六五%にすぎない。米作の場合でも平均耕作面積は二・一ヘクタールで、その比率は六八%である。このひらきは、いったいどのような理由で生じたのであろうか。フィリピンの農場が零細で、しかも農民の所得がかれらの生活を十分に保証していない状態を考えると、この点はきわめて奇異に感ぜざるをえないのである。

最近、カリフォルニア大学のスタナーは、この点をつぎのごとく説明している。その一は、人口圧力によって耕地の不均等な分散が生じており、しかもその影響は小作地（地主の所有地）よりは自作地においてより大であるということ。⁽¹⁾ その二は、たとえばフィリピンの穀倉中部ルソンのように大土地所有が普遍的な場合には、零細自作地は小作地の場合以上に生産性の低い限界地を含んでいるということである。⁽²⁾ 以上は農場面積のうちの非耕作面積が遠隔地と限界地を含んでいることを意味するが、こうした現象はとうぜん小作地よりは零細自作地においてより多く現われるはずである。というのは、地主は、とくに中部ルソンなどにおいては、比較的生産性の高い優良地を集団として所有しているからである。事実、センサス統計からすれば、自作農の耕作地比率五七%に対して、小作農の耕作地比率は八一%と高くなっているのである。

われわれは、以上の説明に対していま一つの理由をつけ加えたい。それは農民の貧困と労働力不足の事実である。シラヤン・アキノは、「農場規模が増大するにつれて耕作面積の比率がしだいに減少することに着目すれば、投機的土地保有が存在しない場合に農場面積の完全利用を妨げる要因は、労働力と資本であるようにみえる」⁽³⁾と述べている。フィリピンのように刈分小作形態が普遍化している場合には、小作農は営農資金をある程度まで地主に

仰ぎうるのに対して、零細自作農の場合には、利用資金量がヨリ乏しいものと考えて差支えないであろう。しかし、その場合の相違は相対的なものであって、絶対的にみれば小作農も零細自作農も、ともに貧困である事実に変りはない。このことは、労働力の不足（農作業のピーク時における）とあいまって、耕作面積の拡大を制約する基本的要因をなすものと考えられる。

注(1) 零細経営と耕地分散（交錯圃）のもたらす弊害については、この国の場合でも、つぎのようなリストの指摘が多少とも妥当するのではないかと考えられる。「交錯圃経営にあつては、彼は部落から出かけて非常に多くの小分割地を耕し、これに施肥し、またこれから収穫しなくてはならない。彼とその役畜との精力は、耕地と穀倉との間を、また耕地と耕地との間を往復することによって、ほとんど使い果されてしまう。分秒の使用も大きい価値を持つ収穫期に、彼は農地や牧場で費すよりも多くの時間を道路上で費す。……そうして非常に遠くにある土地はこれを放置せねばならない。部落とその村域とが大きければ大きいほど、これらすべての不利益も大きい」（リスト『農地制度・零細経営および国外移住』小林昇訳、日本評論社、昭和二十四年、七七～七八頁）。

(2) Frances L. Starnes, *Magsaysay and the Philippine Peasantry: The Agrarian Impact on Philippine Politics 1953-1956*, Univ. of California Press, 1961, p. 12.

(3) Silayan, H. S. and E. G. Aquino, *Landownership in the Philippines* (unpublished, typed), Manila, 1943, p. 85.

2 在来農法の性格

a 水と灌漑

フィリピンの農業、なかんずく稲作における水の意義はきわめて大であるが、灌漑の普及度は驚くほど低い。アメリカの地理学者スペンサーが述べているように、「フィリピンにおける奇異の一つは、米が最も重要な農産物であるのに、農民の水利組織がごくわずかしが発展していないことである⁽¹⁾」。灌漑普及の程度を統

計的にみても、一九五七年に稲作総面積二七六万八千ヘクタールのうち、各種の灌漑組織によって灌漑がなされている面積は五〇万三千ヘクタールで、その割合は一八%程度にすぎない。⁽²⁾のこりの八二%は、天然の降雨に依存する天水田である。いうまでもなくフィリピンはアジア・モンスーン地帯に属し、稲作はほんらい灌漑農耕の範疇に属すべきものであるが、しかし現実には、技術の未発達のために、天然の降雨によって左右される天水農耕(Regenackerbau)をもって支配的形態としている。

この灌漑の未発達、したがって水の制約によって、気候的には水稻の二期作ないし三期作が可能とされるのに、実際には水稻の二期作のみならず水田の裏作もまたきわめて限られている。この国最大の穀倉中部ルソン平原でも、農場のわずかに九%が水稻二期作を行なうに十分な水を供給しえな⁽³⁾にすぎない。この地帯の農民は雨期のはじまる六月から八月にかけて田植を行ない、一二月から一月にかけて収穫を行なうが、一月から五月にわたる乾期には、河川の水は涸れて水田は刈あとのまま放置されるのである。もし灌漑施設が普及しておれば、農民は作付を増し裏作を行なうことによって、労働力のいっそうの燃焼と所得の増大を望むこともできようが、灌漑の未発達のために、農民の大部分は一年の半分を無為に送っているにすぎない。⁽⁴⁾

フィリピンの稲作地帯に支配的な一年単作経営は、基本的には水によって規定された経営方式である。では、このように灌漑組織の未発達な理由は、どこに求められるであろうか。その理由は、簡単にいえば、社会のおよび農民の資本形成の低さということであろう(この問題はここでは詳しくふれない)。フィリピンの米作農民は、二期作を行なうことを一般に好んでいないといわれる。年二期作を継続的行なうと、地力の涸渇を生じて収量が低下するからである。これを防ぐためには施肥が不可欠となってくるが、フィリピンの零細農民には、このための経済的余

裕がほとんど存在しないのである。かくて、かれらは、二期作を行なうよりは伝統的な一期作を踏襲することによって、休閑期（乾期）における自然的な地力回復を望むわけである。⁽⁵⁾

中部ルソンの一州パンガシナンにおける一村落の調査事例は、つぎのように述べている。「土地収益は年々稲の二期作を行うことによって増加させることができる。このことは灌漑施設をまっけてはじめて可能となる。しかしながら、もし稲の二期作からする生産の増大がたんに灌漑の費用を償うに止まるならば、稲とムンゴ豆（mungo）の裏作方式のほうがはるかにましとされるだろう⁽⁶⁾」と。灌漑の導入と、したがって稲の二期作の実施のためには、施肥が地力均衡の不可欠の手段となる。だが、灌漑の費用のみならず肥料購入までがつけ加わるということは、フィリピンの小農民にとって耐えられぬ負担を意味するだろう。かくて、このパンガシナン州の村落では、稲の収穫後にムンゴ豆（緑色の小豆）⁽⁷⁾を植付ける輪作が、小農民に適当した低度の地力再生産形態として実施されている⁽⁸⁾。この輪作形態はその意義がしだいに認められる傾向にあるが、その他の地方では、まだあまり普及していないようである⁽⁸⁾。

フィリピンにおける灌漑の導入は、水稻単作形態を打ち破る最も基幹的な手段をなすものであるが、それは同時に施肥、水稻品種の選択、除草等農法上の変革を不可避的に伴う可能性をはらむことによって、在来の天水農耕様式とは根本的に対立するものである。

b 施肥

地力の再生産にとって最も重要な役割を演ずるのは施肥であるが、フィリピンでは、甘蔗以外の一般の作物について施肥がほとんど行なわれていないのが常態である。「稲作については一回の作付に止め、乾季を休耕すれば地力は消耗しないものごとくである。百年にわたり米作をつづけ、なお無肥料で産米をみている広大な地域の例があり、おそらくは乾季における日光と空気的作用によるものと思われる⁽⁹⁾」。フィリピン大学農学部が行なった全国サンプル調査によってみると、水田農家の七七%が購入肥料も自給肥料もまったく使用していないこ

とが分る。しかも、肥料使用農家の三分の一は苗床についてのみ施肥を行なったにすぎないのである。⁽¹⁰⁾ このように
フィリピンにおいて施肥慣行がほとんど確立していないのは、基本的には農民の貧困とそれによる無智に基づくも
のといえる。⁽¹¹⁾

ここで注意すべきことは、以上の事実から、施肥がそのまま増収につながると考えてはならないということである。フィリ
ピンの水稻在来種は *indica* 系統で、耐病・耐旱ではあるが同時に低収量の性質を具えており、これに肥料を施すと稈が軟弱
なため倒伏してかえって減収すらが予想されるのである。⁽¹²⁾ したがって、施肥技術を導入しその効果を実現するためには、まず
もって稲の品種を強稈で耐肥性のものに変えなければならない。このように施肥と改良品種とは、とくに東南アジアのように
おくれた段階においては、不可分に結びついた技術体系をなしていることに注意しなければならない。

水田の土壤構造を改善するためには、堆肥や草などの有機質肥料を水田に施すことが必要であるが、このような
慣行はフィリピンではあまり見出すことができない。それは一つには、水牛や豚・鶏などをすべて野放しにしてい
るために、堆厩肥を作ることが不可能であること、および穂先をつみ取られたあとの稲が水牛の飼料として水田に
放置されていることと関連しているのである。

・ 除草

フィリピンは熱帯モンスーン圏に位置しているために雨期はとくに高温多湿で植物の生長が盛んで
あるが、このことは同時に雑草の生育をも促進する要因となる。⁽¹³⁾ しかし、稲作についてみた場合、農民のあいだに
はたしてどの程度まで除草作業が普及しているかは疑問である。たとえば、フィリピン大学農学部⁽¹⁴⁾の調査は、「農
民の八二%がいくらかでも水稻の除草を手で行なったけれども、どの程度完全にこの除草が行なわれたかという点
については、なんとも答えようがない。除草はけっして十分に公認された作業ではない」と述べており、またラゲ

ナ州の調査事例では、若干の農民が田植一カ月後に除草を行なうが、たいていの農民は田植後に定期的に作物を管理する習慣をもたず、ただ収穫期までなすことなく待つばかりであると述べている。⁽¹⁵⁾したがって、フィリピンの稲作においては、除草慣行はまだ十分に確立されていないといつて間違いない。

一九六〇年秋、わたくしはラグナ州の農村地帯の一部を歩いたが、そのとき稲にまじつておびただしい稗の穂が出ているのを認めることができた。それは「稲にまじつて」というようなものではなくて、まさに稗にまじつて稲が植わっているとでも形容すべき状態であつた。こうした状態は、中部ルソンなどでも諸処に見かけえたのであつて、フィリピン稲作の技術水準は、一言でいえば、「雑草農業」とでもいふべきものであるとの感を抱かざるをえなかつたのである。

なぜフィリピン稲作において除草労働が十分に確立していないかということは、一つの問題であろう。オッペンフェルト教授の見聞では、農民は家畜の飼料にするために水田に雑草を生い繁らせているといふのであるが、それだけでは十分な理由とはならない。わたくしはその理由を、土地制度と関連させて考えた場合に、もっとよく理解しうるのではないかと思うのであるが、この点はあとにゆづつて、ここではこれ以上ふれないでおく。むしろ在来稲作方式では、苗を密植（乱雑植）することによって、雑草の繁茂する余地をできるかぎり抑えているのである。すなわち、在来農法は、現行の土地制度の下においてそれなりに低度の合理性を具えているのであつて、改良農法の根幹をなす広幅正条植の場合において、除草労働ははじめて必要不可欠となつてくるのである。

d 小農民的労働手段 ふつうフィリピンの農民は、一頭の水牛と若干の小農具を用いて耕作を行なっているにすぎず、とくに労働手段と名づくべきほどのものを所有していない（甘蔗やマニラ麻などのプランテーション経営でも、本質的な技術上の違いはない）。この国の米作農民にとって、最も重要な生産手段は水牛である。水牛は犁耕・整

第1表 1 農場当り農具数および評価額
(1954~55年)

種	類	全地域1農場 当り平均数	平均価額
	鋤	1.3	ベソ 25
ハ	ロ	1.1	10
	鋤	0.5	1
ボ	ロー	2.3	5
牛	ナイフ	0.3	28
レ	車	0.2	1
	キ	1.7	3
	籠	10.3	7
麻	袋	0.5	2
そ	り	2.3	2
収	穫用具(かま)	0.1	4
削	皮	—	88
機	計		
合			

(注) 25州2,605農場の調査によるもの。削皮機は主にダバオ州でマニラ麻加工に用いられる。

(出所) Horst and J. von Oppenfeld and Others, *Farm Management, Land Use and Tenancy in the Philippines*, College of Agriculture, UP, 1957, p. 75.

五〇米セント)という小額である。

ここできくに焼畑農耕 (Brandwirtschaft. フィリピンでは *kangin*) について一言しておきたい。この *kangin* とは、山間部の土地を火で焼き払って米やとうもろこしを植えつけ、地力が二、三年で枯渇すると、その土地を放棄して、ふたたび新たな土地を求めるといふきわめて原始的な移動式農耕のことであるが、フィリピンではいたるところ普遍的にみられる現象である。⁽¹⁸⁾ 一般にはルソン北部やビサヤ諸島、ミンダナオ島などの未開地でインドネシア系種族の行なっている農耕をさすが、平坦部の水田耕作農民の場合でも、とくに小作農がその貧困をカバーする目的で山間国有地にひそかに入りこんでこの焼

地および運搬に不可欠の手段であるが、乳はほとんど利用せられない。一般に水牛を所有することが同時に一人前の農民たるの資格を示すのであるが、そのために農民の水牛に注ぐ愛情は、家族の一員に対するように濃やかなものがある。第一表によって知られるようにふつう農民の所有する農具としては、鋤⁽¹⁷⁾、ハロウ、ローローナイフ、籠、麻袋、収穫用具があるにすぎない。一農家当りの農具の評価額にしても、平均八八ペソ (一ペソは

畑耕作に従事している場合がすくなくない。⁽¹⁹⁾ この *kangin* の場合には、容易に想像しうるように、その農具はきわめて原始的である。最近、アメリカの人類学者の行なった貴重な調査（ミンドロ島）によれば、焼畑農民は鋤や鍬のような耐久性のある農具は全然用いておらず、小型スコップや栽植用の棒、掘り起し棒のように即座に作りえて、しかも短期間の使用後には捨ててしまうような道具を用いているにすぎない。その場合の労力はすべて人力であって、焼畑農民の場合には最小限の資本投入しかみられなく。⁽²⁰⁾

この焼畑農耕（とくに傾斜地における）は、苛烈なる熱帯的風土の下では、ひどい *soil erosion* をしたがって平坦部における洪水の原因となるものであるが、フィリピンでもこのための被害が最近では無視することのできない段階に達している。すなわち、中部ルソン平原では、最近だけでも六〇年、六二年と両度の大洪水が繰返しているが、これは *kangin* 農法による丘陵部の *soil erosion* がその主要な源をなしている。だが、この現象の「社会経済的構造」は、現行の土地制度との関連を抜きにしては理解することができなく。

- 註(一) J. E. Spencer, *Land and People in the Philippines*, Univ. of California Press, 1952, p. 150.
- (二) NEC, *Three-Year Program of Economic and Social Development, FY 1959-60 to FY 1961-62*, Manila, 1959, p. 100.
- (三) Horst and J. von Oppenfeld and Others, *Farm Management, Land Use and Tenancy in the Philippines*, College of Agriculture, UP, 1957, p. 32.
- (四) フィリピンの農村では、斗雞やヘビ、その他の賭事が盛んである。とくに斗雞による賭事は古くからの慣習となつてゐるが、小作農はときどきの斗雞のために、次期収穫手取分のすべてを失つてしまうことがある (Silayan and Aquino, p. 132)。[○] ハセ・リサルは、この斗雞を中国における阿片吸飲以上にはるかに普遍的な国民的悪習であると気づいて (Jose Rizal, *The Social Cancer* [*Noli Me Tangere*] transl. by Charles E. Derbyshire, Manila, 1957, p. 355)。[○]
- (五) Francisco Ortigas, *Planting Rice is Never Fun*, Manila, 1953, p. 33.
- (六) Santos G. Aragones, "Tenancy, Land-Use, and Farm Management Practices in Macalong, Asingan, Pang-

asian" *Philippine Agriculturist*, Vol. XL, No. 4, Sept. 1956, p. 152.

(7) 地主は、この裏作のマンゴ豆に占める三三%の地代を取得る (*Ibid*)°

(8) 地力均衡の目的というよりは、むしろ食糧や家畜飼料として利用されるという指摘である (Rivera, G. F. and R. T. McMillan, *The Rural Philippines*, MSA, Manila, 1952, p. 131)°

(9) Hugo H. Miller, *Principles of Economics applied to the Philippines*, Boston, 1932, p. 360. (邦訳三部訳『インリッピン農業史』生活社、昭和十七年、一九頁、仮名使用訂正)°

(10) Horst and J. von Oppenfeld and Others, p. 126.

(11) 一九五八年三月、国家経済審議庁統計局の行なった調査(未公表)によれば、全国二〇〇万農場中、購入肥料を使用しなかった農場数は一六七万で八三%に達した。このうち三二%は肥料購入の余裕がなくと答えて、一四%は施肥の智識を欠いていた。

(12) Horst and J. von Oppenfeld and Others, p. 127.

(13) 一六世紀から一九世紀初頭にかけてのマニラ・アカプルコ貿易(Manila-Acapulco trade)は、インリッピンに新しい家畜や作物を導入すると同時に多くの雑草をもたらした。一九二二年の調査 (E. D. Merrill による)によれば、マニラ近郊で発見された千種の雑草のうち、一七五種がメキシコ・ブラシル原産のものであることが確認された。このことは、東南アジアの風土がいかに雑草の生育に適しているかの一証左であると考えられ、(John L. Phelan, *The Hispanization of the Philippines*, Univ. of Wisconsin Press, 1959, pp. 110~111)°

(14) H. and J. von Oppenfeld and Others, p. 125.

(15) Prospero Cover, *The Musagum/Margate System of Planting Rice: A Study of an Agricultural Innovation*, Community Development Research Council, UP, 1960, p. 29.

(16) H. von Oppenfeld, "Some Internal Causes of Rural Poverty in the Philippines," *Malayan Economic Review*, Vol. IV, No. 1, April, 1959, p. 45.

(17) これは主に木製トラクター、土壤反転型とどうもむかし旧式の土壤耕起型のものとを比べると (E. H. G. Dobby, *Southeast Asia*, London, 1950, p. 328)°

(18) ベルザーによれば、フィリピン人口の約一割が、*kaingin* によって食糧の一部または全部を賄っている。(Karl J. Pelzer, *Pioneer Settlement in the Asiatic Tropics*, IPR, New York, 1945, p. 29)。

(6) Harold C. Conklin, *Hamugo Agriculture: A Report on an Integral System of Shifting Cultivation in the Philippines*, FAO, Rome, 1957, p. 3.

(20) *Ibid.*, pp. 148~149.

(21) Pelzer, p. 21. *kaingin* のおそれるべき弊害についてはすでにスハイン統治末期から認められており、これを禁止する法律が一八六七年以来たびたび制定されている (Jose F. Nano, "Kaingin Laws and Penalties in the Philippines," *Philippine Journal of Forestry*, 1939, Vol. 2, No. 2, pp. 88~89)。今日では *kaingin* は嚴重に禁止されているが、法律はほとんど実効をもたない状態である。

3 改良農法の性格と問題点⁽¹⁾

稲作面における在来農法に代って最近普及が叫ばれているのは、Masagana あるいは Margate 農法である。これらの改良農法が在来農法と基本的に異なる点は、田植の際に苗を従来の密植乱雑植から広幅正条植にした点にある。すなわち、在来農法の場合には、苗の間隔はふつう一〇から二五センチ間隔の密植であったが、改良農法の場合には、Margate 方式において五〇センチ、Masagana 方式においてふつう二〇ないし三〇センチ間隔となったのである。

在来農法の密植は、冠水の物理的作用とあいまって雑草の繁茂を抑制し、したがって省力栽培としての合理性をもっていた。その反面、密植栽培は、日照効果を減少し、稲の地力吸収を阻害することによって、単位面積当り収量を低位に固定するものであった。ごく最近でも粃のヘクタール当り全国平均収量は二七カバン（一カバンは約四四キログラムに相当）程度にすぎないが、これに反して改良農法の場合には、施肥を増投することによって七五ないし

第2表 改良農法と在来農法の収量比較 (1956年)

農 法 別	作 付 面 積 (ヘクタール)	ヘクタール 当り収量 (カババン)
Margate	40	100
Masagana	40	75
在 来		37~40

(注) ヌエバ・エシハ州 San Isidro の実験例。

(出所) Pedro M. Garcia, "The Cold War in Nueva Ecija," *Philippine Free Press*, Jan. 28, 1956 (Prospero Covar, *The Masagana/Margate System of Planting Rice: A Study of an Agricultural Innovation*, CDRC, UP, 1960, p. 148. より)。

一〇〇カバンの収量が可能となるのである。第二表は中部ルソンでの比較実験の一例である。

Masagana および Margate 農法の起源は比較的新しい。これらは、一九三八年、ミンダナオ島南サンボアンガ州の一農民 Eugenio Margate の実験にはじまる。かれは、戦前、苗の間隔を五〇センチにひろげ、強い苗と丹念な除草によって、ヘクタール当り八三カバンの収量をあげて注目をついた。戦後の実験では、平均収量は六九カバンに下ったが、五年には、化学肥料を用いることによって、一二〇カバンに引き上げることができた。だが、この方式は、他の地方、品種では十分な成果を収めることができなかった。その後、農業天然資源省がこの方式の基本をとりあげ、各種の品種、土壌に応じて苗の間隔の実験を行ない、その成果を確認したうえで多収穫農法 (Masagana はタガログ語で豊富の意) として確立・普及するに至った。この農法の根幹は株間を広げることであり、その

間隔はふつう二〇ないし三〇センチとされているが、各地の自然条件に応じて最大収量をあげようように間隔を適度に変えることを前提にしている。Margate 農法の場合は、間隔を五〇センチに固定している点に違いがあり、したがって同農法は Masagana 農法の一変種と考へてよい。

今日、農業天然資源省普及局は、各地に展示圃を設けて Masagana 農法の普及に努めているが、これまでのところでは、あまり普及実施されているとはみられない(わたくしの歩いた範囲では、ネグロス島西部やビコール地方では、

かなり普及しているように見受けられた。五八年の国家経済審議庁 (National Economic Council) の調査では、米作農家のうちこの農法を採用しているものは七〇%程度にすぎないのである。改良農法の普及を妨げている要因は、はたしてなんだろうか。

(イ)、改良農法は、在来農法にくらべて、はるかに資本集約的・労働集約的である。すでに述べたように、広幅植にするのと直ちに雑草の問題が生ずる。したがって、改良農法は、丹念な除草作業を不可避的に伴うのである。かくて改良農法は、家族労働の強化ないしは除草機、除草剤の導入を伴う。さらに改良農法による高収量を持続してゆくためには、施肥の導入と同時に品種改良が不可欠となってくるであろう。このように改良農法の導入は経営コストの上昇をもたらすのであるが、さらに広幅正条植の場合の田植労賃は、在来農法にくらべて二五%程度高いことが各地で認められている。⁽²⁾ 以上の点からして、改良農法は、比較的経済力のある農民にマツチした農法であって、一般の貧農には手の届きえない農法だといことが分るのである。

(ロ)、制度的な面からするならば、現行の刈分小作形態は、こうした新技術の導入にきわめて阻害的な形態だということができる。というのは、小作農が経営費の増加分を賄いえて改良農法を導入したとしても、増産物の半分がまるまる地主の手に入る現行制度の下では、小作農が新技術を習得・採用する誘因は乏しいからである。(定額地代形態は、このような新技術の導入にヨリふさわしい形態だといえるであろう)。地主が小作農に強制して改良農法を導入することもある程度までは可能であるかもしれないが、しかしそれが長期にわたって確立するためには、やはり早晩、現行の小作形態が不適當とされる一時点に到達するであろう。

さらに改良農法は除草労働を不可欠とするが、現行の小作立法 (Agricultural Tenancy Act of 1954) は、収

穫物配分に際して、この労働部分を小作農に十分に保証する規定を欠いている。そのために地主は、いぜん慣行的に除草労働を收穫物配分のための一要素として考慮するには至っていないのである。⁽³⁾ここにも改良農法の普及を妨げる制度的要因がある。

フィリピンの小農民のあいだに改良農法が普及するためには、小農民の経済状態のみならず、政府の指導体制、金融条件、市場条件を含めて、きわめて広汎な社会的変革が前提されねばならない。現在のような社会機構、市場機構の下では、小農民によってたとえ増産されたにしても、その多くの部分が地主や華僑中間商人の利益を増大するに止どまって、農民自身に均霑することはきわめて乏しいのである。かかる状態の下では、改良農法は、けっきょくのところ富農技術に局限されて、かえって農民間の階層分化（したがって農民不安）を促進する要因となりうることが予想される。

注(1) この項の敘述において、主として *The Masagana Rice Farmer, Samaka Service Center, Manila, 1958* (普及用パンフレット) およびききに引用した *Prospero Covar* の文献を利用した。

(2) 拙稿「ビコール農村視察報告」および「中部ルソン農村視察報告」『アジア経済』第一巻第四号、七四〇七五頁。同第二巻第二号、一〇三頁(参照)。田植や收穫の際には手間替 (*bayani* 制度と呼ばれる) を行なうこともあるが、こうした共同体的作業は、フィリピンでは、他の東南アジア諸国の場合ほど一般的ではない (Dobby, p. 331)。自作農、小作農を問わず、一般に雇用労働に頼るのがふつうのようである (高橋彰「フィリピン農業の動向」『東洋文化』第三〇号、一九六一年、六六頁参照)。

(3) *Journal of the Court of Agrarian Relations*, Vol. 1, No. 3, Sept. 30, 1959, p. 267. 参照。

4 農業生産力の低位と停滞性

フィリピン土地制度史序説

フィリピンの農業、とくに稲作の生産力はアジアでも最も低い方に属し、単位面積当り収量は、日本のそれに比べて三分の一から四分の一といった程度にすぎない。このことは、平均して一反当り二俵たらずの米しか産出しないことを意味する。

一九五六年から五八年までの三カ年平均のヘクタール当り収米収量（単位はキンタール）は、フィリピンの一一・七に対してインド一三・〇、タイ一三・六、ベトナム一四・六、ビルマ一五・三、インドネシア一七・〇、マラヤ二二・二、南鮮二七・二、台湾二九・三、日本四四・三である。⁽¹⁾

第3表 収米収量の推移

年次 (平均)	作付面積 (1,000ヘクタール)	生産量 (1,000カバン)	ヘクタール当り平均収量 (カバン)
1910—1914	1,140	19,649	17.2
1915—1919	1,251	27,310	21.8
1920—1924	1,651	41,324	25.0
1925—1929	1,770	48,527	27.4
1930—1934	1,849	49,872	27.0
1935—1939	1,990	49,520	24.9
1940—1942	2,229	54,435	24.4
1946—1950	1,987	50,226	25.3
1951—1955	2,535	68,076	26.9
1956	2,743	74,394	27.1
1957	2,768	76,044	27.5
1958	3,154	72,806	23.1
1959	3,329	83,738	25.2
1960	3,307	84,988	25.7

(注) 収米1カバンは約44キログラムに相当する。
1910—1914年の生産量が異常に低いのは、1911年1912年の史上最大の旱魃によるものである。

(出所) 1910—1954年までの数字は、DANR, *Philippine Agricultural Statistics*, Vol. 1, Manila, 1955, p. 26. 1955—1957年までの数字は、Agricultural Economics Division, DANR (NEC, *The Raw Material Resources Survey Bulletin*, Series No. 1, Manila, 1959, p. 32). 1958年以降の数字は、Agricultural Economics Division, DANR の資料より算出。

フィリピンの稲作生産力はたんに低位にあるばかりでなく、第三表によって明瞭にうかがえるように、長期停滞の傾向をもつて特徴としている。一九一〇年以降今日にいたるまで、人口増加に対応して生産量もまた絶対的には大きな増加を示しているが、それは単位面積当り収量の増大によつて可能にされたのではなく

して、耕地面積の外延的拡張によってなされたのである。⁽²⁾

フィリピンの稲作生産力の低位と停滞性は、これまでにもみたような伝統的技術（在来農法）の結果であるが、一方、このような伝統的技術（在来農法）を固定化し持続化してきたところの生産諸関係（広義の土地制度）の規定をも見逃しえないのである。

戦後、インドネシアの現地で親しく稲作技術の指導に従事した日本の農業技術者たちの感想を、とくにここで引用しておきたい。「よく素人は『日本の進んだ農業技術を応用すれば増産は易々たるもの』などと放言するが、技術者にとってこんな迷惑なことはない。工場の中で機械で物を作るのと、自然の風土のもとで営まれる農業とは一緒にはならない。さらにまた社会的・経済的事情の相違が技術導入をはばむ場合が少なくないことを忘れてはならない。」「しかしながらわれわれはジャワの稲作を多少とも理解した結果、おそらく近い将来に『熱帯諸国のヘクタール当り収量は低い』という通説を破り、高い生産性を示すようになるに相違ないと信ずるにいたった。⁽³⁾」

注(1) FAO, *Production Yearbook 1959*, Rome, 1960. より算出。

(2) コーレイは、このような傾向がたんに一八九八年以後のフィリピン農業を特徴づけるばかりでなく、それ以前においてもおそろしく同様であったであろうと推測している (Frank H. Golay, *The Philippines: Public Policy and National Economic Development*, Cornell Univ. Press, 1961, p. 289)。

(3) 小島一政他『インドネシアの稲作』国際食糧農業協会、昭和三十七年、序文。

二 土地所有の歴史的展開

フィリピンの現在の土地所有制度を考察するまえに、その理解に必要なかぎりにおいて、土地所有の形成過程を

跡づけておきたい。

1 ス페인統治以前の原住民社会

一六世紀のはじめにマジェランによって発見される以前のフィリピンの土地制度や社会構成について、詳しいことは分らない。われわれは、ようやくその一端をスペイン人が残した記録によって知りうるにすぎないのである。⁽¹⁾ スペイン統治以前の原住民は、首長 (*dato*) の下に部落 (*barangay*) を形成して住んでいた。このバラングイというのは小さい舟 (*barangay*) からきた言葉で、フィリピン人が首長と共にこの小舟に乗って海を渡ってきた民族であることを物語っている。この当時の原住民社会は、首長と自由民 (*magarica*)、農奴 (*aliping namamahay*)、および奴隷 (*aliping sa guiguit*) から構成されていた。首長の権力はきわめて強大であって、収穫物の貢納を命じ、いかなるときでも部下を奴隷の地位におとし入れ、その財産や子供を自由にすることができたといわれる。⁽²⁾ その地位は世襲制であった。自由民は首長に対する貢納を免ぜられてはいたが、首長のために戦争に従い、その土地を切り開き、家の建築を助けたりしなければならなかった。農奴は自己の家に住み、収穫物の半分を納めるという条件で、自由民から土地を借りて耕作した。⁽³⁾ かれらは土地に緊縛されていた。またかれらは主人によって売買されることがなかった。一方、奴隷は主人の家に住んで農耕を助け、雑役に従事した。奴隷は品物と同様に売買・交換され、主人の許可なしには結婚することができなかった。だが、奴隷は、主人によって収穫物の一部を与えられ、また不時の収入によって身分を買い戻し、農奴身分に上昇することができたのである。

部落の耕地は、すべて部落の所有するところであった。耕地はそれぞれ自由民に分割されて用役権が確立してい

たが、土地の私有権は存在しなかった。さらに山沿いの土地は個人に分割されず部落の共有にされていた⁽⁴⁾。原住民社会の土地制度についてはプラセンシアによる以上の記述がほとんどすべてであるが、部落の経済の基本はいうまでもなく土地に存し、生産と所有の点からアジア的共同体の一種であったことに間違いない。ただ、フィリピンの地理的条件などから各共同体を統一する上位組織の形成が妨げられ、こうした統一社会の欠如がスペインの侵略と支配を容易にした主要な理由となった。

ここでフィリピンの奴隷制について一言しておきたい。スペイン統治以前の原住民社会に奴隷がかなり広範に存在したことは、ブレーア・ロバートソンの記録（とくに初期）中に記述が随処に見出されることによって察せられる⁽⁵⁾。この奴隷の起源には、戦争による捕虜の他に、犯罪、借金返済不能、首長侮辱等々がある。記録によれば借金奴隷の存在がきわめて広範に認められるが⁽⁶⁾、しかし奴隷は借金を返済するとふたたび以前の身分に返えることができた。さらに些細な盗みによって簡単に奴隷の地位に落されると同時に、金によって奴隷の身分を贖うことも可能であった。奴隷は主人と同じ食卓について食事をしたり、主人の家族と結婚することもできたのであって、日常生活面でひどい差別を受けることはなかった（奴隷の奴隷たるゆえんは、主人の意のままに譲渡・売買しうる点にのみ認められる）。要するに奴隷とそれ以外の階級との地位交流はきわめて容易だったのである。こうした緩和な奴隷制の形態というものは、一つには専制的国家組織の未形成と関連していたと考えられる。

スペインは宗教上・経済上の観点から原住民の奴隷所有を禁止する法令をたびたび出したが、その実効はほとんどなく、奴隷制度はスペイン統治の全期間を通じて、様々の形態で存続した⁽⁷⁾。ウースターは、二〇世紀初期においても、フィリピン各地に奴隷制度の遺物（とくに債務による家内奴隷）が残存したことを調査によって明らかにした⁽⁸⁾。今日でもなお、地主から負債を負った小作農が、その子供や娘を地主の邸にほとんど奴隷同様に働きに出している事例がかなりひろく認められるが⁽⁹⁾、この慣習なども過去の奴隷制度に淵源するものと考えてよいだろう。

- 邦(一) Blair, E. H. and J. A. Robertson, eds. *The Philippine Islands 1493—1898*, Cleveland, 1903—1909, 55 vols.
 の『フィリピン群島史』五五巻は、スペイン人が残した重要な公式および私的記録・文書類の一切を、アメリカ人 Blair, Robertson の二人が英訳・編纂したもので、キリシタン的な努力の結晶といふべき。
- (二) Austin Craig and Conrado Benitez, *Philippine Progress prior to 1898*, Manila, 1916, p. 84.
- (三) 今日のフィリピン人の小作農は、この農奴の後継であると言ふべきであらう (Pelzer, p. 88)°
- (四) Juan de Plascencia, "Customs of the Tagalogs" (October 21, 1589), in Blair and Robertson, Vol. VII, p. 174.
- (五) ホセ・リザール (Jose Rizal) は有名なキリシタンが文書 (Antonio de Morga, *Sucesos de las Islas Filipinas*) に於て「スペイン人はこのフィリピン侵略はほとんど抵抗を受たなかつたので、民衆が奴隷制にならねばならぬ」といふことをいふのでなく自由の獲得のためにはなかなかならぬと云ふのであつた (Blair and Robertson, Vol. XVI, p. 124)°
- (六) Blair and Robertson, Vol. VII, pp. 180—181. Vol. III, p. 288. Vol. V, p. 151. Vol. XVI, pp. 127—128.
- (七) Charles B. Elliott, *The Philippines: To the End of the Military Regime*, Indianapolis, 1917, p. 274.
- (八) D. C. Worcester, *Slavery and Peonage in the Philippine Islands*, Manila, 1913. この博士書は、フィリピン人の奴隷を時勢尚早とすなへてアメリカ当局の意見を裏打ちするものであつたのである。フィリピン側との交渉を求めたのだ。
- (九) E. H. Jacoby, *Agrarian Unrest in Southeast Asia*, New York, 1949, p. 190 (井上・滝川訳『東南アジアの農業不安』東洋経済新報社、昭和三十一年、二〇五頁)° Teresia J. Hernandez, *An Analysis of the Social and Legal Aspects of Farm Tenancy in the Philippines* (Master of Law Thesis), UP, 1954, p. 35. Luis Tarruc, *Born of the People*, New York, 1953, p. 14.

2 ス페인統治下の土地制度

スペインはフィリピン領有と同時にその全土を国王の領土であると宣言し、植民地にスペイン人を誘致するために征服した土地を分割して下附するいわゆる荘園制度 (*encomiendas*) を採用した。これはスペイン封建制度のフィリピンへの移植であった。この制度によって、スペイン人荘園領主 (*encomenderos*) の下に、フィリピン原住民は事実上奴隷にされたのであった。⁽¹⁾ 荘園領主は原住民を保護すると同時に、原住民から一定額の貢納 (金あるいは土地生産物) を取り立てる権利を賦与された。この貢納の取り立ては、苛斂誅求をもって知られている。貢納の支払が不能な場合には、原住民は鞭打たれ、死に致らしめられることもしばしばであった。またこの貢納はたんに成人からのみならず、老人や子供、奴隷からも取り立てられ、そのために多くのものが結婚もできず、自分の子供を殺すものもあったといわれている。⁽²⁾ この領主の誅求および原住民との軋轢を緩和するための法律がたびたび出されたが、それは実際には無効であった。軋轢の増大とともに、エンコミエンダ制は漸次廃止の方向がとられるに至った。エンコミエンダ制が最終的に廃止されたのはいつであったか明確ではないが、だいたいはカルロス三世 (一七五九—一七八八) 治下であったとされている。⁽³⁾

スペインがこのエンコミエンダ制度に代ってとった支配形態は、間接統治方式である。総督は *barangay* の長である *dato* に徴税の権限を与えた。かくて *dato* は村長となり *cabezas de barangay* と呼ばれるようになった。この *cabezas de barangay* のうちから選挙によって町長 *gobernadorcillo* が選ばれた。この町の上の行政単位が *provincia* で、長官 *alcaldes mayores* にはスペイン人が任命された。この州の上部に総督の政庁があり、スペインの統治方式は明らかに中央集権制であった。⁽⁴⁾

スペインはその植民地化に際して原住民の社会構造をそのまま維持したのであるが、間接統治の方式をとることによって、従来の社会構造をさらに強化するに至った。*cabezas de barangay* は世襲制を認められ、原住民に対する徴税権や労役割当権などをもつと同時に、免税の特権を享受した。政策の決定は中央によってなされたが、かれは村内における法の施行を受けもつことによって、絶大の権力を掌握することができた。そのことは、同時に富の集中化をも可能にするものであった。

ところで、スペイン人は本国の重商主義のためのみならず、マニラとメキシコ西海岸アカプルコをむすぶ有名なガレオン船貿易（一五六五—一八一五年）⁽⁵⁾のために、植民の当初から大規模な造船事業を開始した。フィリピンは造船のために良質の木材を産したのである。この造船事業のために莫大な数の原住民が徴用され、このことがフィリピンの産業、とりわけ農業に甚大な影響をおよぼすことになった。総督は造船および森林伐採に必要な労働力の確保のために労役割当制（*polo* または *repartimiento* 制度）を設け、このための財源として一種の特別強制課税制（*candula* 制度）を新設した。原住民に対するこの強制労働がいかにも苛酷なものであったかは、ブレア・ロバートソンの記録中に多くの記述を見出すことができる。ここではその一例をあげるに止める。「この仕事のために六千ないし八千の島民が召集され、方々の山々に率い入れられる。そしてかれらに課せられる樹木の伐採および造船所まで運搬の労働たるや実に莫大量のものであり、加うるにかれらの身体には雨のごとき鞭が降り注ぎ、給金は形ばかり、給せられる食物は粗悪を極めているのである。時として僧侶が派遣されて、スペイン官吏の悪鬼のごとき暴虐ぶりから島民たちを保護し防禦してやることもあるくらいである」⁽⁶⁾。そのうえ、多数の原住民が、ガレオン船の漕手として奴隷的労働に服さなければならなかった。

polo 制度や *vandala* 制度による原住民の負担は、重商主義的海上覇権を争うオランダ・スペイン戦争（一六〇九—一六四八年）の時期に、いっそうひどいものとなった。苛酷な労役負担に耐えかねて山奥に逃れる原住民はあをたたず、また *vandala* の負担を果しえないために、首長に借金をして債務奴隸化するものも多数出たのである。この造船事業にともなう虐待が、原住民をして頻繁なる叛乱に追いこんだことは、けだし怪しむに足りない。一六四年の Silva 総督の時代にはやくも暴動が起り、ついで一六四九年にはパラパグ反乱、一六六〇、六一年にはパンパンガ暴動が生じた。造船業による被害は、とくに中部ルソンにおいて大であった。記録によれば、「反乱はフィリピンの過半の州におよび、ひいては全国的叛乱の大爆發にもなるうという形勢となったが、土着民の教化にあたっていた諸州の僧侶たちの慰撫によって危く喰い止め得たのであった」⁽⁷⁾。造船事業の原住民に与えた恐るべき惨害は、人口数の激減となって現われた。すなわち、推計によれば、一六二一年の人口六十一万人は一六五五年には五十一万人に減少し、一六八六年になってもようやく六〇万人に回復したにすぎなかったのである。⁽⁸⁾

スペイン重商主義政策の強行は、フィリピン原住民人口の減少、農業生産の後退をもたらしたが、しかもこの過程に、かえって首長 *cabezas de barangay* の富裕化を促進した。すでに述べたように、かれらは原住民に対する徴税権や労役割当権をもっていたが、同時にスペイン政庁はきわめて名目的な額ではあったが *polo* 労働のための労賃を首長を通じて支払った。その場合、首長はこの労賃を着服して原住民に支払わないことがしばしばであった。⁽⁹⁾ さらに *vandala* の割当を賄いえないものは首長から高利をもって金や物品を借り、そのために債務奴隸化するものが増えたが、このことも首長の富裕化を促進する重要な契機となった。

スペインがフィリピンの土地制度にもたらした最大の影響は、土地所有権概念の導入であった。スペイン統治以

前の原住民社会には村落共同体的土地所有（個人には保有権のみ）があるにすぎなかったが、スペイン統治の初期には、すでに首長は、部下の耕作していた土地部分を自己の所有であると考える傾向があった。一七世紀を通じてこの傾向は増大し、首長たちは部下の耕作していた土地部分に実際の所有権をますます確立していった。アメリカの歴史学徒フエーランによれば、「フィリピン人の側におけるかかる個人的土地所有権のヨーロッパ的原则の漸次的採用は、明らかに経済的スペイン化（economic Hispanization）の一つの永続的帰結である」⁽¹⁰⁾。三世紀以上にわたるスペイン統治下に、私的土地所有権は、首長 *cabezas de barangay* と *gobernadorcillos* など部落の上層階級の主張し獲得するところとなったが、それと同時に、実際の耕作者たちは小作農や労働者の地位に転落していったのである。

部落の上層階級が私的土地所有権をしだいに主張するに至った背後には、スペイン統治下における商品経済の漸次的滲透を前提しなければならない（もちろん地域差は大きかったであろうが）。このことは、一九世紀に入って商品生産が展開するにつれて、いっそう促進されたのである。一八八〇年および九四年におけるスペイン土地法の公布は、このような情勢に即応して地券（title）を発行し、私的土地所有制を確立しようとするものであった。この一九世紀末における近代的土地所有権の確立過程に、部落内特権階級の土地集積と耕作農民の小作農化はさらに促進されたようである。⁽¹¹⁾

cabezas de barangay と *gobernadorcillos* たちは、スペイン統治機構の末端を受け持つことによって、しだいに権力と富を集中していった。すなわち、これら少数の原住民支配層は、権力を独占することによって、スペイン植民地社会に特有のボス制度（caciquism）を打ち樹てた。アメリカは、この *caciquism* を打破するどころか、か

えて政策的にこれを利用することによって温存・強化した。この *caciquism* は地主制の別名でもある。そして、この制度の遺産は、今日のフィリピンの民主主義の成長にとって重大な障害となっているのである。⁽¹²⁾ アジア社会の一員であるフィリピンに特有のことは、これら原住民支配層がスペイン人と混血してメスチーソ (*mestizo*) 階級を生み出したことである。⁽¹³⁾ この混血階級は、スペイン人の権力とフィリピン上層階級の土地 (財産) 所有との融合・一体化せるものであって、フィリピンの大地主階級や政治的支配層は、これまで、ほとんどすべてこの階級によって独占されてきたといつて過言ではない。このスペイン系メスチーソは、かれらを支配者たるスペイン人と同一視する特有の心理的傾向をもち、しばしばスペイン人以上に暴君であつたとされている。⁽¹⁴⁾

注(一) Elliott, pp. 276~277.

(二) *Census of the Philippine Islands 1903*, Vol. I, 1905, "History" by T.H.Pardo De Tavera, p. 391.

(三) Craig and Benitez, p. 15. エンロウ・エンダがいつ完全に廃止されたかについては、諸説があつて判然としない。たとえば、ヘルザーは一七世紀初頭には存在しなかつたとしており (Pelzer, pp. 88~89)、マホーランは私的エンロウ・エンダが一七二一年九月一七日の勅令によつて最終的に廃止されたとしてゐる (Phelan, p. 97)。さなみにマキシロウ・エンロウ・エンダが廃止されたのは、一六世紀末以後のある時期とされつゝ (L.B.Simpson, *The Encomienda in New Spain*, Berkeley, 1960, p.x.)。

(四) スペイン統治下の行政組織について、諸君は Blair and Robertson, Vol. I, General Preface をみよ。

(五) William L. Schurz, *The Manila Galleon*, New York, 1959 には、カリオン船貿易のロマンチックな歴史が描かれてゐる。

(六) Conrado Benitez, *History of the Philippines*, Boston, 1926, p. 75 (東亜研究所訳『比律賓史』上巻、昭和一七年、九七頁、仮名使い訂正)。

(七) *Ibid.*, p. 76 (『比律賓史』九九頁、仮名使い訂正)。

- (8) Phelan, p. 100.
- (9) Blair and Robertson, Vol. X, p. 117.
- (10) Phelan, p. 117.
- (11) Pelzer, pp. 89~90.
- (12) Phelan, p. 127.
- (13) Dobby, p. 340.
- (14) Elliott, p. 271.

3 フィリピン革命の農業問題

一八九六年にはじまるフィリピン革命は、フィリピン民衆の、第一にスペイン支配にたいする、第二にアメリカ侵略にたいする植民地解放闘争であったが、その核心において、フィリピン農民のスペイン托鉢修道僧地主 (friar landlords) に対する農業革命であった。革命の契機にはもちろんいろいろの要因が数えられるが、その革命が基本的には土地問題に根ざし、そのためにひろく農民によって遂行されたことは、フィリピン革命の国民的性格を示すものであった。この点はとくに強調しておかなければならない。それゆえにこそ、フィリピン革命に介入したアメリカは、スペインに代る新たな植民地支配を開始するに当って、なによりもまず第一に、土地問題の解決に着手しなければならなかったのである。

われわれは、フィリピン革命の一般的背景として、主として一九世紀後半に生じた社会経済情勢の変化を素描しておきたい。

a 一九世紀後半の社会経済情勢

スペイン重商主義がフィリピンにおいて利益を見出したのは、中国とメキシコをむすぶ中継貿易（マニラ・アカプルコ貿易）であって、そのためにスペイン人が起こした唯一の産業は造船業であった。この造船業のためにフィリピンの原住民がいかに苦難をなめたかは、すでに述べたところである。フィリピン領有以来二世紀以上にわたって、群島のスペイン人総督、役人、修道僧たちは、このマニラ・アカプルコ貿易に独占的に従事することによって、巨富を収めることができた。しかし、この植民地間貿易は、本国スペインの貿易商人の利益を損うことが明らかになるにつれて徐々に制限され、一八一五年になって最終的に廃止された。これから数年して、フィリピンに自由貿易の時代が開花する。

スペイン重商主義は、フィリピンの経済発展に多大の障害を与えた。スペイン人の関心の対象は利益の多い中継貿易であって、原住民の農業は全然関心の対象にはならなかった。⁽²⁾ 重商主義的制限体系は、原住民の手による交易をきびしく制限したために（かれらは制限された移動の自由しかもつていなかった）、原住民は自給自足的農業の枠内にとどまり、剰余生産物を産み出す誘因を与えられなかった。原住民人口もまた、この経済の単純再生産的性格に依りて、人口増加を抑制せざるをえなかったのである。要するに、スペイン重商主義は、一九世紀中葉ごろにいたるまで、フィリピンの農業開発、したがって国内産業の発展を最小限に押し止めてきたのである。

だが、このようなフィリピンにおける重商主義的制限は、一八世紀に入るとともにしだいに修正を迫られるようになった。それは、一つには、スペイン本国の重商主義との対抗関係で、フィリピン自体の貿易が徐々に制限されるにつれて、群島に在住するスペイン人の眼がしだいに国内開発の方へ転ぜられるに至ったこと、いま一つは、スペイン本国における重商主義から経済的自由主義への転換である。この思想的転換は、一八世紀後半に生じた工業

面における資本主義発展に対応するものであった。一八世紀末におけるフィリピン総督 Basco の就任は、この国の経済史上に新紀元を画したといわれる。⁽³⁾ 同総督は、フィリピンの国内自給自足化を達成する目的をもって、一七八二年にフィリピン国民経済協会 (*Sociedad Economica de Amigos del Pais*) を設立、はじめて政策的に農業開発に着手した。そのためにコーヒー、甘蔗、インディゴ、絹、マニラ麻等の栽培に関するパンフレットが発行され、アメリカから各種の農業機械の輸入が行なわれた。しかし、協会の活動はしだいに沈滞して、一八〇九年にははやくもその機能を停止するに至った。

総督 Basco による第二の経済施策は、一七八五年の王立フィリピン会社 (*Real Compania de Filipinas*) の設立であった。この会社の第一の設立目的は、スペイン本国とフィリピンとの直接貿易を独占的に行なうことであり、第二の目的はフィリピンの農業開発を促進することであった。このあとの点は、会社純益の四％を天然資源開発、とくに農業部に投資するように規定した会社の定款にあらわれている。会社が農業増産の対象として力を注いだのは、養蚕、インディゴ、綿花、甘蔗、香料などの商品作物であった。しかし、会社は、政府によって特別の保護と種々の特権が与えられていたにもかかわらず年々衰退し、一八三四年に会社の諸特権が廃止されるに至って、ついに破産してしまった。失敗の最大の原因は、マニラ・アカプルコ貿易に従事することを許されていなかった点にあったと思われる。当時、フィリピン在住のスペイン人は、群島の国内開発よりはむしろマニラ・アカプルコ貿易にいぜんとして利益を見出していたからである。しかし、会社は、その失敗にもかかわらず、フィリピンの経済発展に大きな貢献をなしたといわれている。⁽⁴⁾

一八三四年における王立フィリピン会社の廃止とともに、マニラは自由港として世界貿易のために開放された。

第4表 19世紀後半における貿易の発展

(単位：千ペソ)

年 次	輸 出 額	輸 入 額	合 計
1841	4,370	3,092	7,462
1851	4,174	4,020	8,194
1861	8,065	10,817	18,882
1870	28,000	25,300	53,300
1880	23,450	25,487	48,937
1890	25,168	19,324	44,491
1894	33,150	28,559	61,709

(出所) G. F. Zaide, *Philippine Political and Cultural History*, Vol. II, Manila, 1957, p. 74.

第5表 砂糖輸出力の変化

年 次	年平均輸出力 (ショート・トン)	輸出力合計に 占める比重
1855~1859	45,682	22~38%
1860~1867	56,072	25~40
1873~1879	129,459	35~58
1880~1889	199,489	30~50
1890~1895	247,924	31~46

(出所) *A Handbook of the Sugar and Other Industries in the Philippines*, The Sugar News Press, Manila, 1953, p. 40.

この一八三四年という年は、歴史家サイデによれば、「フィリピンの経済史上真に重要な一紀元を画するもの」であった。以来、フィリピンにはじめて、自由貿易の時代が到来する。五五年にはスアル、イロイロ、サンボアング、六〇年にはセブ、七三年にはレガスピ、タクロバンが自由港として世界貿易のためにあいついで開放された。このフィリピンの世界貿易への門戸開放は、群島の産業、なかんずく農業に大きな発展の契機を与えた。マニラ麻、インデIGO、砂糖、煙草が国際的商品となり、なかでも砂糖生産の発展はめざましいものがあつた。さらに六九年におけるスエズ運河の開通は、欧州市場とマニラとの交通距離を短縮することによって、フィリピンの農業生産と貿易の発展にいつそうの刺激を与えた。第四表と第五表はよくこの間の事情を物語っている。

甘蔗は、スペイン人が来島したときに、すでにその存在を認められているが、しかも生産は長らく停滞状態のままにあつた。フィリピンの砂糖生産の発展は、一九世紀以降、群島の世界市場との接触を契機としてもたらされた。クリミヤ戦争の開始(一八五三年)による砂糖国際価格の高騰は、フィリピンにおける増産をさらに刺激した。とくにネグロス島の甘蔗生

産の拡大は、注目すべきものがあつた。多くのプランターが将来に希望をかけて、この島に入りこんできた。この先駆的プランターは資金不足に悩んだが、イロイロの著名な商会であるイギリス系の Loney & Co. およびアメリカ系の Russell, Sturgis & Co. が経営資金や機械購入資金を前貸しすることによって、生産の発展を助長した。これらの商会は、前貸資金に対して砂糖をもつて返済を受けた。安価な労働力の豊富な存在は、砂糖生産拡大のいま一つの好条件であつた。⁽⁶⁾ こうして砂糖生産に乗り出してきたプランターのうちには、スペイン人やアメリカ人とともにフィリピン人、主としてメスチーソ階級が含まれた。かれらは、これまでマニラで購入した製造品の国内商業に従事していたが、華僑商人との競争に困難を感じて、砂糖生産やその他の産業に転身したのであつた。⁽⁷⁾ この当時の先進的な精糖工場 (Muscovado mill) は、ようやくマニニファクチャーの水準に達していたと考えられる。

新しい産業や商業の発展とともにたらされた最も大きな社会的変化は、フィリピン人のうちに新しい中間階級が形成されてきたことである。この中間階級は、しだいに欧州の新しい政治思想、自由主義思想の洗礼を受けるようになった。一八六八年のスペイン革命、六九年のスエズ運河の開通は、このような情勢を促進したものと見て、特筆すべき事件である。さらに一九世紀後半には、スペインにおける自由主義的傾向の強化につれて、群島の植民地統治方式にも新しい変化がつけ加わつた。四〇年以降の職業学校の設置、六三年以降の普通教育制度の開始、国内における交通・通信機関の拡大等は、フィリピンの知識階級の形成に役立つた。かれらは、小地主、弁護士、医者、教師、商人などからなり、新しい啓蒙的中间階級を形成したのである。これらの階級は、欧州の自由主義思想の影響をうけるにつれて、抑圧されたフィリピンの植民地状態からの脱却を志すにいたつた。すなわち、当時のフィリピンは、かのリサールが有名な二大小説 *Novi Me Tugere* (一八七七年)・*El Filibusterismo* (一八九一年)

のなかで感動的に述べたごとく、スペインの「十字架と劔」(Cross and Sword)による暗黒の支配下に置かれていて、スペイン人とフィリピン人のあいだにはなんらの平等もなく、またフィリピン人には言論、出版、結社、宗教、個人的権利の自由も存在しなかったのである。新しく形成されてきた中間階級が、社会改革運動に乗り出すようになったことはきわめて当然のなりゆきであった。

一八七二年には、スペイン人の圧制に抗して、カビテの兵器廠に勤める原住民兵士、労働者の叛乱が勃発した。このマニラに近いカビテの暴動こそ、フィリピン革命の最初の烽火をかかげるものであった。この年から、リサル、Del Pilar 等フィリピン知識階級の精鋭の手による改革運動、いわゆる Propaganda 運動がはじまる。この啓蒙運動は、本国スペインを中心として展開されるが、この運動の二〇年間(一八七一九六年)は、歴史家によってふつうプロパガンダ運動の時期と呼ばれ、精神活動面で「フィリピン史上の黄金時代」を形成するものであった。すなわち、この時期は、「自由を愛するアジアの民族にとって血と汗と涙で描かれた感動に満ち満ちた時期⁽⁸⁾」といわれた。このプロパガンダ運動(リサールの二大小説自体がこの運動の産物であった)が民衆の自覚のために与えた影響は絶大なものがあつたが、一九世紀末のフィリピン革命は、このようにして準備されていったのである。

b 教団所有地における土地問題*

* スペインの植民開始にともなつて渡来したカトリック托鉢修道僧(Friar—以下修道僧とする)は、宗教上の理由によって、ほんらい教区牧師としての資格をもたないものであつたが、フィリピンでは、当時教区牧師の数が足らなかったために、ローマ法王は便宜的にこの修道僧を教区牧師に任命した。すなわち、Franciscans, Dominicans, Augustinians, Recolletos の四教団に属する修道僧を、それぞれの教区において布教に従事せしめたのである。その結果、フィリピンでは、一八九八年に

九六七教区のうち八一七教区が修道僧によって管理され、またスペイン統治末期になると、マニラ大司教はふつう修道僧によって占められるという変則的な事態が発生した。⁽⁹⁾ こうした宗教組織上の変則は、フィリピンのカトリック教会のために永久的な禍根を残すことになったのであるが、その集約的な表現が以下で取扱う *Triar lands* の問題である。本稿ではそれを「教団所有地」と訳しておいたが、以上のような変則的事情から、それは教会所有地でもあったわけである。

フィリピンを旅すると、どのように辺鄙な地方の町や村においても、その中心部にバロック風の、原住民の粗末なニッパ小屋にくらべると、場違いに立派なカトリック教会が建てられているのを見出すことができる。スペインは教会を、アメリカは学校を残したと一口にいわれるように、この教会堂こそは、まさに三世紀半にわたるスペイン植民地支配を象徴するものである。スペインの群島侵略の劔には、かならずキリストの十字架があとにつづいた。今日、フィリピン国民の九割以上がカトリック教徒化されているが、これはスペイン植民地支配の最大の遺産であったといえる。

スペイン人官吏や^{エンコンダド}荘園領主は、原住民保護の建て前から、町や村に居住することを許されなかった。その結果、伝道僧に対して、統治行政の末端を受けもつ義務がしだいに課せられるようになった。スペイン人で土語を解するのは、かれら以外になかった。かくて、かれらは、たんに教会の牧師であるばかりでなく、實際上、地方の行政官であり、原住民に対する支配者となったのである。かれらは、町役人の人事権を握り、公益事業・衛生・慈善・統計・監獄委員会の責任者であり、課税検査官、町村議会の顧問、小学校の視学官、公立小学校初等科の試験官であり、町の祭 (*Fiesta*)、興業、娯楽、風俗、出版等の目付役でもあった。かれらはときに州の会計検査官をも兼ね、ある場合には、群島の警察隊をも事実上支配していたようである。⁽¹⁰⁾ したがって、かれらは、住民の生殺与奪の権限

を握り、かれらの心証を悪くしたものは兵役に追いやられ、あるいは裁判において決定的に不利な立場に置かれた。住民の身分を証明するものは、スペイン人修道僧を描いて他になかったのである。もちろん、カトリックの教義にわずかでも疑問を表明するものは、反逆者、異端者として投獄、拷問、島流し等の危険を冒さなければならなかった。⁽¹¹⁾

このように修道僧は、原住民に対して絶大の政治的・社会的・宗教的権力をもち、「フィリピンの村落社会における最高権力者」であり、「原住民にとってはスペイン権力の真の代表者」であつた。⁽¹²⁾ アメリカの『フィリピン委員会報告書』が述べたように、群島のスペイン統治全体が修道僧の肩にかかつていたのであつて、「修道僧こそはこの島におけるスペイン主権の礎をなすものであり、もしそれが取り去られれば全構造の崩壊は必至」⁽¹³⁾とされたのである。フィリピンにおける *pax hispanica* は、「片手の十字架片手の劔」(with a crucifix in one hand and a sword in the other) によつてもたらされた。それゆえに、群島における教団の権力はしだいに強大となり、⁽¹⁴⁾ には総督の権力と相拮抗し、ときにこれを凌駕するまでになつたのである。フィリピンの原住民にとつて、目にみえる直接の支配者は、この教会と修道僧に他ならなかつた。その結果として、フィリピン人は、スペインの統治と教会の圧制・修道僧の暴虐とを同一視するに至つたのである。それはスペインにとつて不幸なことであつたといつてよい。

小松芳喬教授は、中世イギリスの修道院についてつぎのごとく述べている。「修道院は、単に学問の研究、または貧民の救済などにとどまらず、みずから企業者として農業を経営し、先覚者的な立場を保つていた。しかし、封建的経済制度の崩壊に伴い、修道院のもつ経済的特権は新しく経済的実力を把握するようになったひとびとの発展

をさまたげる桎梏となり、いたずらに莫大の富を抱いて奢侈に日を送る修道者とともに、民衆より憎悪されるようになったのである⁽¹⁵⁾と。一六世紀中葉、クロムウェルの断行せる解散以前において、イギリスの修道院は広大な土地所有者であったが、フィリピンにおける修道僧もまた、二〇世紀以前において^{エンラソンデロ}莊園領主に代る最大の土地所有者であった。すでに述べたように、かれらは農村において絶大の権力を把握するとともに、しだいに土地を集積していった。すなわち、修道僧は、総督や敬虔な信者からの寄贈、土地財産相続権の獲得、宗教的詐欺、高利貸、狂信の利用、はては不法かつ暴力的手段によって大土地所有者になり上った。⁽¹⁶⁾修道僧には、はじめ土地の用役権のみが認められていたにすぎないが、その後、国王によって自由に土地を売買、処分する権利を与えられたのである。かくて、かれら修道僧は、マニラ・アカプルコ貿易に従事する世俗的商人でもあり、原住民に対する金融業者・高利貸でもあり、最大の土地所有者・農業企業家でもあった。

教団がどの程度の土地を所有したかということは、中世イギリスの修道院の場合と同様にあまり明らかでないが、推定によると所有面積はおよそ四〇万七千エーカー（約一六万ヘクタール）であった。教団のうち Franciscans だけは財産所有を認められていなかったが、Dominicans 一六万二千エーカー、Augustinians 一五万二千エーカー、Recollets 九万三千エーカーを所有した。地域別にみるならば、カビテ州に一二万二千エーカー、その所有面積は実に同州の全耕地面積を含んだ。⁽¹⁷⁾その他、ミンドロ島五万八千五〇〇エーカー、カガヤン地方四万九千エーカー、ラグナ州六万二千エーカー、マニラ五万エーカー、ブラカン州三万九千エーカー、セブ島一万六千エーカー等であった。教団の所有した四一万エーカーという数字は、当時のフィリピンの個人所有地面積四九〇万エーカーとくらべると、それほど大きな規模とはいえない。しかし、この所有地の多くがマニラやその周辺諸州にあって、フィリ

ピンでは最もよく開発された最良の耕地を含んでいた事実を考慮しなければならない。⁽¹⁸⁾

教団はその所有地を分益ないし定額借地形態で原住民に貸付けて、地代を取得した。かれらは小作農に米や甘蔗をつくらせ、それを販売することによって巨富を収めた。また農民に資金を貸付けることによって、その返済の作物を有利な価格で販売した。修道僧は収益を高めるために土地改良にもかなりの熱意を示し、今日でも中部ルソンやマニラ周辺では、その当時建設された灌漑施設が老旧化したままいぜんとして使用されている。⁽¹⁹⁾ 修道僧は植民地統治下で農業に関心を示した唯一のスペイン人であったといえるが、それは一つには、かれらの多くがスペインの貧しい小農民の出であったという事実⁽²¹⁾とも関連している。教団による小作料はきわめて高率であって、しかもそれは年々引上げられる傾向にあった。その理由は、一つは修道僧が商業資本的活動に従事していたこと、および教団所有地の多くが人口稠密な地方にあったため、土地に対するはげしい競争があったことである。もちろん、修道僧はたんに地代の取得ばかりでなく、種々の作業や労役にも原住民を奴隷のごとく酷使した。こうした修道僧地主の桎梏のもとで、フィリピンの貧農や小作農は、修道僧に対して根強い反感をもつに至った。かれらは自分の土地の所有を望んだ。⁽²²⁾ かれらは教団による不法な土地取得の事実を知っており、土地を切り開いて耕したものにこそ真の所有権は帰属すると慣習的に考えていたのである。

修道僧地主と農民との紛争は局地的な規模では各地に発生していたが、一八八七年に生じた Calamba の農業紛争は、その典型的事例である。マニラの東南、風光明媚な Baguio 湖に面するカランバの町全部がドミニコ会の農園に含まれており、したがって住民はすべてこの農園の小作農であった。ここでもまた、他の農園の場合と同様、修道僧地主の小作農に対する態度はきわめて苛酷なものであって、地代は耐えがたい程度にまで引上げられ、小作農は些細な理由によって耕作地を追われ、地代

支払の遅延に対してはひどい刑罰が加えられた。しかし、小作農がその窮状を総督に訴え出たことから、ドミニコ会修道僧と小作農とのあいだに、はげしい紛争が発生した。教団側の報復的な地代引上げに対して、小作農たちは裁判所に訴え出たが、とうぜんの成行きとしてかれらの敗訴となり、総督の兵力によって三〇〇以上の農民家族が土地を追われ、財産を没収されるに至った。リサールの家族もまた追放された一員であり、この町では比較的富裕な借地農に属していたのである。⁽²⁴⁾

カランバの事件やその他の教団所有地においてくり返された農民紛争は、フィリピン農民に対して、しだいに問題の核心を認識せしめるに至った。それは、スペイン人修道僧と植民地権力とは一体をなすものであって、かれらが修道僧地主の不当なる収奪と抑圧から脱却して自らの土地の所有者となるためには、その背後にあるスペイン植民地権力を最終的に打倒しなければならないということである。それは、終局において植民地解放闘争（フィリピン革命）の課題を提起するものであった。そしてその場合、この課題を正確に提起するうえにおいて、フィリピン知識階級の果たした役割は、無視しえないものがあつたのである。⁽²⁵⁾

c フィリピン革命の基本的性格

フィリピン革命はつぎのような経過をたどって発展した。すなわち、一八八二―一八八六年のプロパガンダ運動の時期、九六年の *Katipunan* によるフィリピン革命の開始、九八年六月一二日の独立宣言、九九年一月の第一次フィリピン共和国 (Malolos 共和国) の成立、一九〇一年アメリカの軍事的介入による共和国の崩壊、これである。発端のプロパガンダ運動は、リサールやデル・ピラールのような中産的知識階級によって遂行されたが、かれらの基本的要求は植民地統治機構への同等の参加であり、その手段はあくまでも改良主義的・平和主義的であつた。しかし、この運動の指導者たちは、その政治的、社会的目的は大衆の支持と協力なしには達成されないと信じて、大衆に植

民地社会の不平等を訴えつづけた。ここにプロパガンダ運動と呼ばれるゆえんがあるが、それはフィリピン民族主義の形成に大いに貢献したのである。

このプロパガンダ運動の掲げた目標にたいして、スペイン政府と教会はげしく反対した。その結果、フィリピンの大衆は、暴力革命による以外にこれらの運動を改善する途のないことを悟った。かくて一八九六年、Andres Bonifacio によって暴力革命の火ぶたが切られた。かれはマニラの貧しい労働者の出身であったが、革命的秘密団体 *Katipunan* (フリー・メーソンの組織を型取った) の結成にすぐれた才能を示した。はじめ *Katipunan* の組織に参加したのは主としてマニラの労働者、貧民であったが、その後、革命のひろがりと呼応して各地で反乱に参加した革命軍の大部分は農民であり、しかも教団所有地の最も多い地方の農民階級であった。⁽²⁶⁾ 革命はこれらの州において最も熾烈を極めたが、この事実こそは、フィリピン革命の目標とする最大の敵がスペイン人修道僧・教団——群島における最も富裕かつ最大の地主——であったことを示している。

一八九八年にはすでに革命の指導権はボニファシヨからアギナルドの手に移ったが、一方では、リサールの処刑を契機として、Mabini や Antonio Luna のような著名な知識人が革命に参加するに至った。いまや革命は、いっそう国民的性格をつよめた。かれらは、これまで暴力革命に否定的態度をとってきたのである。かような経過で、フィリピン革命の勝利がもたらされ、一八九九年には光輝あるマロロス共和国の成立をみるに至った。共和国憲法は、教団所有地の没収、政教分離を規定した。しかしながら、革命へのアメリカの武力的介入によって、新たな事態の進展が生じた。革命の挫折、これである。「革命は成長を許されない子供であった」⁽²⁷⁾。その理由は、いうまでもなくアメリカが帝国主義の強大な武力にあったが、いま一つの重要な要因は、フィリピン革命軍のなかに生じた階

級利害の分裂であつた。

フィリピン革命は、それが革命であるかぎりにおいて、階級的性格をもっていたことは、とうぜんである。革命の主導力となつた農民階級は、修道僧地主に対して、はげしい憎悪感を抱くと同時に、フィリピン地主に対しても反感をもつていた。⁽²⁸⁾だが、しかし、革命がなによりもスペイン支配に対する独立運動であり民族運動であるかぎりにおいて、小作農とフィリピン地主との階級対立は表面化しえなかつた。民族内部の階級矛盾は、この段階では、基本矛盾たりえなかつたのである。だが、革命のいちおうの成功と修道僧地主の排除ならびにアメリカの武力的介入によって、階級的矛盾は急速に表面化するに至つた。知識階級のなかでも、マビニやルナのように大衆とともに最後まで革命の目標を死守せんとするものと、Paterno や Arellano たちのようにアメリカの支配下で階級利益を守らんとするものとのあいだに分裂が生じた。すなわち、知識階級もまた、農民的性格をつよくもつか、土地所有者の性格をつよくもつかのいずれかによって、その思想的立場と行動を異にしたのである。だが、マビニの政治的失脚やルナの暗殺によって、妥協的知識階級（メスチソンが含まれている）が勝利を占めたことが、フィリピン革命の運命を決した。マロロス政府は、すでに内部的に崩壊した。アゴンシリヨ教授によれば、革命の失敗は、フィリピン知識階級の大衆に対する裏切りによつてもたらされたのであつた。⁽²⁹⁾このとき以来、新たにアメリカがスペインの植民地支配にとつて代つた。それとともに、フィリピン地主がスペイン修道僧地主に代つて舞台に登場してくるのである。

フィリピン革命は、フィリピン人のスペイン植民地支配に対する抗争のはじめての組織化であり、このために果した知識階級（数こそ少なかつたが）のイデオロギー的役割は大きかつた。この知識階級は、すでに述べたように、

一九世紀後半における社会経済の発展によって形成された。だが、しかし、革命の遂行を真に荷なったものは農民大衆（とくに小作農階級）であった。革命の根底に土地問題が存在したからである。⁽³⁰⁾ しかも、この土地問題は、民族問題を直接的に孕むものであった。フィリピン革命は、植民地体制下において、民族解放闘争と土地問題とが結合した一つの典型的事例をなすものといえる。

- 注(一) ベーレン重商主義の特質と影響の古典的研究 Julius Klein, *The Mesta: A Study in Spanish Economic History 1273—1836*, Harvard Univ. Press, 1920 年、Andres V. Castillo, *Spanish Mercantilism*, Columbia Univ. Press, 1930. など。
- (2) Craig and Benitez, p. 10.
- (3) *Ibid.*, p. 62.
- (4) Gregorio F. Zaide, *Philippine Political and Cultural History*, Vol. II, Manila, 1957, p. 33.
- (5) *Ibid.*, p. 65.
- (6) *Census of the Philippine Islands 1903*, Vol. W, 1905, pp. 28~29.
- (7) Craig and Benitez, p. 73.
- (8) Gregorio F. Zaide, *Philippine Revolution*, Manila, 1954, "Preface".
- (9) Cesar A. Majul, *Mabini and the Philippine Revolution*, UP, Quezon City, 1960, pp. 351, 358.
- (10) W. Cameron Forbes, *The Philippine Islands*, Vol. II, Boston, 1928, pp. 54~55.
- (11) Majul, p. 354.
- (12) Grunder, G.A. and W.E. Livezey, *The Philippines and the United States*, Univ. of Oklahoma press, 1951, p. 123.
- (13) *Report of the Philippine Commission*, Bureau of Insular Affairs, War Department, Washington, 1904, pp. 42~43.

- (14) スペイン支配三五〇年は、一面において総督と教団側との苛烈な抗争の歴史であったともいえるが、この歴史は修道僧
ビセンテ Bustamante 総督殺害（一七一九年）の血をめぐり色ざられじき（*Census of the Philippine Islands 1903*,
Vol. I, pp. 316~317）。
- (15) 小松芳喬「修道院解散と農業革命」、『イギリス農業革命の研究』所収、岩波書店、昭和三六年、二七五頁）。
- (16) Majul, pp. 31~32.
- (17) 教団所有地の一二万二千ヘクターに対して同州の耕地面積は一〇万ヘクターであつたから、その差は教団が林野を所有
してゐたことを示してゐる。とにかく、カビテ州のほとんど全耕地が教団の手中にあつたことは、同州に革命が集中した
理由をのぞかだつてゐる（Majul, pp. 39, 359）。
- (18) Forbes (II), p. 53.
- (19) Pelzer, pp. 152~154.
- (20) Silayan and Aquino, p. 26.
- (21) Forbes (II), p. 55.
- (22) Majul, p. 360.
- (23) Teodoro A. Agoncillo, *The Revolt of the Masses: The Story of Bonifacio and the Katipunan*, UP, Quezon
City, pp. 3~4.
- (24) リサールは一八九一年に出した第二の小説 *El Filibusterismo* のなかで、この事件を農民カベサン・タンス（Cabesang
Tales）の物語として、フィリピン民衆に普及した（Jose Rizal, *The Reign of Greed*—Charles E. Derbyshire によ
る英訳版—Manila, Rev. Second Edition, 1959, Chap. IV 参照）。
- (25) マジュール教授は、一八九六年以前の農民暴動をたんなる経済的要求であつて政治的要求ではないとして、この経済的
要求を政治的要求に変えるのに果したフィリピン知識階級の役割は、きわめて大きかつたとしてゐる（Majul, p. 31）。
- (26) Majul, p. 11. 「フィリピンの歴史において *Katipunan* に言及されることはほとんどないが、一時は二〇万人以上の
ものが農業改革のために闘つたのである」（Robert Payne, *The Revolt of Asia*, London, 1948, p. 274）。
- (27) Majul, p. 77.

(28) *Ibid.*, pp. 34~37, p. 51.

(29) Agoncillo, p. 116. 「第一の段階における裏切りは許されるかもしれないが、第二の段階〔マロロス共和国を指す〕

における裏切りは許すことができない」(Teodoro A. Agoncillo, *Malolos: The Crisis of the Republic*, UP, Quezon City, 1960, p. 645)。

(30) Anonymous, "The Peasant War in the Philippines", *Philippine Social Sciences and Humanities Review*, June-December, 1958, p. 377.

4 アメリカ統治下の土地問題

a 発端—教団所有地の解体

アメリカがフィリピン領有後直面しなければならなかった焦眉の課題は、教団所有地における農業不安をいかにして解決するかということであった。⁽¹⁾アメリカはスペインとのパリ講和条約によってカトリック教団所有地の保護を義務づけられていたが、しかもフィリピン農民の根強い反感を無視するわけにはゆかなかった。フィリピン委員会の内務長官ウースターが米議会で陳述したように、「いわゆる『教団所有地』問題こそは、うたがいもなくフィリピン人のスペイン政府に対する反乱をひき起した主要な原因の一をなすものであった」⁽²⁾からである。かくて、初代フィリピン総督 William H. Taft は、この問題の解決のために精力的な活動を開始し、ヴァチカンとの度重なる交渉の結果、ついに教団所有地の買収に成功した。それは「農業紛争の購入」⁽³⁾といつてよいものだろう。買収面積およそ四〇万エーカー、買収価格は最終的に約六九三万ドルに決定、この購入財源としてフィリピン政府は、七〇〇万ドルにおよぶ債券を発行した。政府はこうして買収した土地を *Friar Lands Act* (一九〇四年) に基づき、教団所有地に居住する小作農約一六万人に優先的に売却するという方針をとった。その場合、これらの小作農は実

際の政府購入価格に年八%の利子を加えたものを二五年々賦償還し、完済のあかつきにはじめて土地所有権 (title) を獲得することになった。教団所有地における小作農自作化の機会がかくして与えられたのである。問題は、こうした教団所有地の解体がはたしてどのような成果と決着をもたらしたかということである。

第6表 政府購入「教団所有地」の処分状況

(1927年末日現在)

処 分 状 況	地 積 数	面 積	価 額
		ヘクタール	千ペソ
1. 売却・償還済土地合計	23, 113	18, 600	2, 700
2. 売却・一部償還土地合計	26, 166	114, 016	16, 326
3. 無住地・未売却地合計	2, 060	21, 099	2, 055
4. 政府保留地合計		(1, 055)	(47)
合 計	51, 339	153, 715	21, 081

(出所) *Report of the Government-General, 1927*, p. 254. (Dean C. Worcester, *The Philippines: Past and Present*, New York, 1930, p. 594 より引用).

第六表によると、一九二七年末において償還済の売却地がいくにすくなくが知られるであろう。それは政府による売却予定面積の約一二%にすぎない。その反面、未償還の売却地面積は約七四%を占めているのである。フィリピンの貧しい小作農にとって、かれらの保有地の買戻し価格はきわめて負担の大きいものであった。それは、一つには、総督タフトが政策上の考慮から買取価格面は犠牲にしても早急にヴァチカンとの交渉を妥結しなければならなかった事情にもよっている。⁽⁴⁾ 小作農たちは償還の過程でしだいに滞納を余儀なくされ、償還のために負債を重ねるという悪循環に落ちこんだ。その結果、教団所有地の多くの部分がふたたび教会の手中に、あるいはフィリピン人大地主の手中に渡っていったのである。⁽⁵⁾ 教団所有地の解体による小作農自作化の計画は、政府がそのために積極的な財政措置をとらないかぎり

において、成功を望むことはきわめて困難であった。この計画の失敗は、その後の自作農減少と小作農の急激な増加傾向によって明白である。

第7表 農民階層の動向

年 次	農 場 数	自作農	自作小作農	小 作 農
1903	815,453	81.8 %		18.2
1918	1,955,276	83.4		16.6
1939	1,634,726	49.3	15.6	35.1

(注) 1918 年の自作農のうちには、5.7%の squatter を含んでいる。1903, 1918 年センサスは屬地主義、1939年センサスは屬人主義統計である。

(出所) *Census of the Philippines*, 1903, 1918, 1939 による。

第七表における各年次別のセンサスは、作成基準がかなり異なっているために正確な比較は困難であるが、それでも相当程度まで一九〇三年以後の農民層の動向を示してくれるであろう。ここでとくに注意すべきことは、一九〇三年から一八年にかけて小作農比率が低下していることであるが、それは一九一八年センサスが五・七%におよぶ squatter (土地所有権をもたない) を自作農のうちに含めているからである。したがって、この点を考慮すると、小作農は一九〇三年以後一貫して増加してきたとみて差支えない。とくに一九一八年以後二〇年間の注目すべき動向は、地主的土地所有形成の規模をものがたるものであって、この一事実をもつてしても、われわれは、教団所有地の解体による自作農創設の目標がほとんど完全に達成されなかったことを知りうるのである。

教団による所有地の売逃げ、名義変更の事実などが認められているからである。⁽⁶⁾ 教会は、その後、旧所有地のかなりの部分を取り戻すことができた。一九三九年センサスによれば、当時、ローマ・カトリック教会は約四万二千ヘクタールの土地を所有しているが、しかもこの数字は、実際よりも過小なことが予想されているのである。⁽⁷⁾ いずれにせよ、フィリピンにおける土地制度のがんであった教団所有地は、隠然として生き残った。そして教団所有地は、一九三〇年以降において農民騒動の最大を中心地の一つとなった。アレンはつぎのごとく述べている。「フィリピ

ンの伝統的地主である教会と教団が、アメリカ統治期以前の名残りとして、大農場をいぜんとして保持していることは、注目すべき事実である。……現在の教会所有地は、フィリピン農業においていまだに最も頑強で頻発する闘争のための舞台を提供している」⁽⁸⁾と。

アメリカがフィリピン領有直後に実施した最大の事業であった教団所有地の解体は、きわめて不十分な成果しか収めえなかったが、⁽⁹⁾しかもアメリカ当局がスペインの遺産である封建的土地所有の解体を企てたことは、明らかに政治的意図に発するものであり、フィリピン植民地支配の必要と便宜に基づくものであった。「政府による教団所有地取得の背後にある動機が農業改革にあったと信すべき理由はほとんどない」⁽¹⁰⁾。したがって、アメリカ当局は、一方においてスペインの教団所有地の解体を試みながらも、他方においてフィリピン人の封建的土地所有の解体を意図することなく、かえってこれを温存・強化した⁽¹¹⁾。その理由は、アメリカが群島を領有した当初から、フィリピンの政治的支配層は地主階級であったからである⁽¹²⁾。したがって、教団所有地の解体は、封建的土地所有一般の否定ではなく、それゆえにまた、きわめて不徹底かつ便宜的な「土地改革」に終らざるをえなかった。かくて、グルンダー・リヴェチーのように、「第二次大戦から伸びてきたフク運動は、部分的には今世紀初頭における、この土地問題解決の失敗にその原因を尋ねることができる」⁽¹³⁾といっても、けっして過言ではないのである。

b 土地所有権設定問題

スペインがその統治末期にいくどか土地所有権の設定を試みたことはすでに述べたところであるが、その成果の不十分さに鑑みて、アメリカもまた統治の劈頭において土地所有権 (title) の設定に着手した。すなわち、一九〇二年の土地登記法 (Land Registration Act) の制定により、Torrens system を導入し、登記載判所 (Court of

Land Registration) を新設した。この Torrens system というのは、一八五七年に南オーストラリアにおいて Sir Robert Torrens の考案せるもので、たんなる証書ではなくて登記簿に記載されることによって、土地所有権の第三者への対抗性を確立する方法である。⁽¹⁴⁾

ところで問題は、なぜアメリカが土地所有権の設定を植民地化のそもそものはじめにおいて着手したかというところであるが、その理由の一としては、公有地と私有地との限界を明らかにすることによって、政府歳入の増加を計らんとしたことが考えられる。事実、その後において、地租収入は平均して二五%増加したといわれるように、⁽¹⁵⁾地租は当時の政府にとって重要な財源であった。だが、それ以上に基本的な理由は、つぎの点にあったと思われる。すでにみたように一九世紀後半のフィリピンにおいて、商品的農業はかなりの程度まで展開をとげていたが、アメリカによる土地所有権確定の試みは、一方ではこうした情勢に対応すると同時に、他方ではこうした情勢を、すなわち商品的農業の展開を、さらに推し進めんとするにあつたと考えられる。明確な土地所有権の存在なしには、銀行その他による農業投資は、十分に保証されえないからである。⁽¹⁶⁾この意図は、第一次大戦以降、とくに糖業を中心とする商品的農業の飛躍的拡大の事実によって裏づけられるのである。⁽¹⁷⁾

しかしながら、アメリカの着手した土地所有権設定の事業もまた、遅々として進捗しなかつた。土地登記法の施行後七年のあいだに、わずかに四千あまりの Torrens titles が発行されたにすぎなかつた。だが、この数字のうちのほとんど大部分が大規模かつ重要な私的所有地であつた事實は、注目しなければならぬ。⁽¹⁸⁾一般の農民にとっては、土地所有権の獲得のための調査費や弁護士料、登記料などは、あまりに負担の大きいものであつた。いな、それ以上にフィリピンの小農民にとっては、土地所有権の概念そのものが未知のものであつた。かれらにとっては、

觀念的な土地所有權よりも、現実的な占有、土地の耕作事實の方が絶対的であった。これらの慣習において尊重されたものは、境界における一本の立木であり、小さな溝や丘などの存在であった。これらの標識こそは、部落社会のすべてのものが犯すことのできない土地所有の範圍を示すものであった。フィリピンの農村においても、他の半未開社会の場合と同様に、「慣習は絶対者」(Custom is King)であったのである。

政府は、この土地所有權の設定事業を促進するために、一九一三年に地籍法(Cadastral Act)を制定し、市町村を単位として土地所有權の一括的な調査と認定に乗り出した。この場合、政府は、土地所有權を欠いている占有者に対して、形式的な訴訟ののち土地を空け渡すように要求し、一方、かれらが法廷において所有權を満足以証明しえた場合には、必要な土地所有權を与えるという方法をとった。このようにして政府は、土地所有權の確定を強制的に押し進めようとしたのであるが、裁判所における人員不足、予算不足等によって期待したほどの進捗はみられなかった。一九〇九年から三七年にかけて Bureau of Lands は約一〇四万筆三十一万ヘクタールの地籍調査を行なったが、同時に四一〇万筆二、五七十一万ヘクタールが未調査のままに残されたのである。⁽¹⁹⁾地籍法が制定されたときの目標は、毎年一〇万筆の私有地を調査し約二五年で調査を完了する予定であったから、実際の進捗状況は、この目標にはるかに及ばないものであった。⁽²⁰⁾一九一四年には、登記裁判所自体が廃止された。それとともに、土地登記の事業は第一審裁判所の手に移されたが、かくて登記事務の停滞はいっそうひどいものとなった。

この土地所有權の設定を契機として、その過程で地主によって小土地所有者の土地が収奪されていったことは怪しむに足りない。比較的教育もあり法律にも通じていた地主階級は、大部分の小農民階級の無智につけこんで、土地の「囲い込み」を行なったのである。⁽²¹⁾現実の耕作地や開墾地のうゑに安住していた小農民たちは、気がついたと

きには権力によって小作農や労働者の地位に落ちこんでいることを発見した。そのときから、かれらは、地代の貢納や他人のための労働を義務づけられるに至った。觀念的な（商品化し、それゆえに近代的な）土地所有権が現実的な占有に勝を宣したのである。このようにして、小土地所有者から小作農や労働者に転落していった農民の数がどれほどあったかは統計的につかむことができないが、さきの第七表に示される一九〇三年から三九年にかけての小作農のおどろくべき増加数のうちには、土地所有権設定の過程で土地を失なっていた農民が相当多数に含まれているものと考えられる。

一九一八年センサスによって土地所有権の状態をみると、その当時でも全農場数の八割以上が土地所有権をもっていないことが分る。すなわち、約一九五万五千の農場数のうち、Torrens title をもつ農場数約七万、Spanish title をもつ農場数約一九万八千に対し、土地所有権をもたない農場数（個人証書のものを含む）は約一五九万であった。⁽²²⁾一九二一年三月の『ウッド・フォース調査委員会報告』(The Wood-Forbes Report) は、「フィリピンにおける土地所有権は深刻な状態にある」⁽²³⁾と指摘しているが、今日においても、土地所有権の確定とそれに附随する不正は、ひきつづき政府を悩ます問題となっている。⁽²⁴⁾

c 公有地配分問題

パリ条約に基づいて、アメリカはスペインの手からフィリピンの公有地を獲得したのであるが、一九〇二年にアメリカ議会はこの公有地を処分する権限をフィリン政府に移譲した。この公有地の面積は正確には分らないが、農業に利用しうる面積は控え目に見積って約一、六六〇万エーカーと推定された。⁽²⁵⁾アメリカがフィリピンの領有直後に当面した政策上の問題の一是、この広大な公有地を将来フィリン人のために保留すべきか、あるいはアメリカ

カ人の投資のために開放すべきかということであつた。⁽²⁶⁾だが、その結果は、アメリカ人の投資にとって不利なものとなつた。すなわち、アメリカ議会は、一九〇二年のフィリピン組織法 (Organic Act) 第一五条によつて、公有地 (森林・鉱山を除く) 取得の範囲を個人については一六ヘクタールまで、会社については一、〇二四ヘクタールまでに制限したのである。この規定は、その後、フィリピン政府の公有地法 (Public Land Act of 1903) にとりいれられたが、われわれとして興味があるのは、こうしたアメリカの農業投資にとって不利な制限規定が採用された背景は、なんであつたかということである。

公有地私下に対する制限規定は、共和党政府の対フィリピン政策に反対する米民主党の主張するものであつた。しかし、この民主党の背後には、これを支持するいくつかの集団があつた。そのうち最強のものはアメリカの甜菜糖資本であつて、かれらはフィリピンの土地に競争的な近代的精糖工場が設立されるのを恐れた。この反対は資本家的打算によるものであつて、かれらはフィリピンの公有地私下の規模を制限するために、議会に強い圧力をかけたのである。いま一つの支持者は、ボストンに本拠を置く帝國主義反対同盟 (Anti-Imperialist League) であつた。かれらは、アメリカのプランテーション資本の強力な侵入によつて、フィリピンが完全に帝國主義的植民地化することに反対した。このアメリカ内部の反対に、フィリピン人の民族主義的感情が結びついたのである (この感情には、もちろん階級によつて差異がある)。

一方、公有地法の制限規定に反対するものは、海外への投資を求めるアメリカの大規模な甘蔗糖資本であつた。その代弁者たちは、フィリピンの経済發展はアメリカ資本の導入なしには行なわれえないと主張した。とくに群島における植民地統治の最高責任者たちは制限規定の反対者であつたが、なかでも一九〇一年から一三年にかけてフ

イリピン委員会の内務長官であったウースターは、毎年アメリカ議會に對して、公有地法の定める公有地売却の制限緩和を要求しつづけた。かれの主張によれば、近代적プランテーション（甘蔗を意味する）の設立のためには、すくなくとも一萬エーカー（約四、〇五〇ヘクタール）の面積が必要であつた。だが、こうした現地における政策当局者たちの主張も、アメリカ議會内の根強い反對によつて、容易に實現をみなかつたのである。

われわれは、ここで、公有地法における制限の問題と關連して生じたアメリカ植民地統治上の興味ある一事件について、若干ふれておきたい。アメリカがスペインから買収した教団所有地の約半分は未開・無住の土地であつたが、このうち最大の所有地であつたミンドロ島の San Jose Estate のうち四、二〇〇ヘクタールを、フィリピン政府は一九一〇年に一アメリカ人に売却した。このアメリカ人の背後には、アメリカ精糖業独占（ハヴェマイヤー）が控えていた。かれらはミンドロ島の地に近代精糖工場を設立しようと計畫したのである。この売却をかぎつけたコロラド州選出下院議員 John A. Martin はこの売却を非法法であるとして、政府をはげしく攻撃するに至つた。コロラド州はアメリカにおける代表的な甜菜栽培地であつて、マーチンが甜菜糖資本の利益を代表したことはいうまでもない。マーチンや帝國主義反對同盟の主張するところは、アメリカ政府の取得した教団所有地の売却もまた、フィリピン組織法第一五條の制限規定に服さねばならないというのであり、この規定を侵害したところにフィリピン統治当局者、とくに内務長官ウースターと精糖業独占とのあいだに腐敗關係があるとしたのである。かくて、アメリカ議會のなかに特別調査委員會が設けられ、ウースターらとマーチン派のあいだに激しい論戰が展開され、このために多數の政府關係者や精糖業者が証人として召喚された。審査は一九一〇年から一年にかけて行なわれ、アメリカのフィリピン統治史上に一大光彩を添えたが、けつきよく多數派はウースターらの処置を合法的かつ適切であると認定した。マーチン派は少數派として敗北を喫したのである。しかしながら、かれらは、かえつて結果において、その目的を貫徹することができた。というのは、教団所有地の一括売却は、その後の立法の制定に委ねられることになつたが、しかも一九一

四年にフィリピン議会は、これまでの公有地法の制限規定どおり、個人については二六ヘクタール、会社については一、〇二四ヘクタールの売却限度を再確認し、つづいて一九一六年の組織法（いわゆるジョーンズ法）は、公有地のみならず教団所有地の未売却分をもフィリピン政府の権限下に置くことを規定したからである。これによってウースター事件は、いちおうの終止符を打ったのである。⁽²⁷⁾

公有地法は、その後若干の修正が行なわれた。すなわち、一九一九年の修正（法二八七四号）は、個人の homestead 取得の場合には一六ヘクタールから二四ヘクタールへ、個人の購入の場合には一〇〇ヘクタールまでに限度を引上げた。さらに一九二五年の修正（法三二九号）は、個人の購入限度を一四四ヘクタールまでに引上げた。その反面、会社の公有地取得限度は、一九〇二年のときのまま変更を加えられることがなかった。ウースター事件後においても、アメリカの総督は、群島への投資増大のために機会あるごとにフィリピン議会に公有地取得の制限緩和を訴えつづけたが、それは無効に終わった。総督 Henry L. Simson (1928~29) は、大土地所有に対する憎悪が一般フィリピン人の「最もつよい政治的感情の一つとなっている」ことを容認せざるをえなかったのである。⁽²⁸⁾

これまで一般に、フィリピンにおける公有地取得の制限規定がアメリカの大規模な農業投資を阻害した最大の要因であったとされている。しかし、このようにみることは、半分の真実はあるにしても、真に問題の全体を解するものとは言えない。なぜなら、公有地法の制限にもかかわらず、現実には、たとえばネグロス島の精糖業やミンダナオ島北部のパイナップル缶詰工場の場合のように、アメリカの大規模な投資が行なわれたのであって、近代的大工場は多数の土地所有者との契約を通じて大規模な生産を可能にすることができたのである。したがって、フィリピンの公有地法の規定は、大規模な投資にとって一つの重要な制限をなすものではあっても、それを絶対的な制

限であるというわけにはゆかない。アメリカの大規模な投資が期待するほどに十分に行なわれなかったとすれば、それはむしろ、公有地法の制限につけ加えて、フィリピン人のあいだに存続した根強い民族感情、そこからくる感情の不安定、長期投資見透しの不確実性がからみ合ったからだといえるのである。⁽³⁰⁾

一九〇三年の公有地法は、アメリカの例にならって、その規定のうちに自作農場^{ホームステッド}設定の制度を含んだ。その主要な目標は、中部ルソンの過剰な農村人口を人口密度の低い未開の地ミンダナオ島に移住・定着させることにあったが、その成果ははるかに期待を裏切るものであった。その理由の一つは、農民が古くから住みなれた部落社会から孤立して遠隔の地に移り住むことに不安を感じたことであり、さらには地主がその経済的支配力の低下をおそれて小作農の移住を妨害した⁽³¹⁾ことである。だが、それにもまして重大な障害となったのは、農民の貧困の事実であった。すなわち、農民がホームステッドの申請をして以来、土地所有権を獲得するまでに一〇ペソ⁽³²⁾づつの手数料を二度までも支払わねばならなかったということは、最低限の生活を続けている大部分の農民にとっては、越えがたい障害を意味するものであった。そればかりでなく、遠隔地に移住するための費用、土地を切り開き収穫をあげるまでの生活費もまた、自己で負担しなければならなかった。そのうえ、入植地においては、とうぜん予想されるように早魃や洪水の不安があり、野蛮な異種族（たとえばモロ族）の侵入やマラリヤ病という絶大の脅威もあった。その⁽³³⁾道、道路・支道の不足、市場の欠如等。これらは、開拓民の遭遇した数多くの困難のうちの一部のみにすぎなかったのである。

一九〇四年七月から三五年十一月にかけて、Bureau of Lands は合計約二万二千件のホームステッド申請を受取ったが、そのうち八万一千件が却下、二万二千件が契約解除された。すなわち、申請者の約半数が自作農場を

獲得することができなかった。なお、他に一万九千件が未確定のままであり、したがって、全期間を通じて五万五千件が承認せられ、わずかに三万五千件たらずが登記されたにすぎなかった。登記済件数は申請件数の一六%程度にすぎなかったのである。⁽³³⁾これは、まことに粗末な実績である。このうち、却下ないし契約解除件数の多いことに驚かざるをえないが、それは主につぎの二つの理由によっている。その一は、政府による公有地調査の不備である。開拓民はみずからその定住地を定めて申請するが、その場合、申請地が公有地か否かを調べるのは Bureau of Lands の権限に属し、農耕地としての適不適、二重申請の有無を調べるのは Bureau of Forestry の責任となっていたために、同一申請地に対する調査に一貫性がなかったのである。その二は、公有地法の規定(第十四条)にあった。開拓民は、移住後五年以内にすくなくともその土地の五分の一を耕作しえない場合には、その土地を他の応募者に譲らなければならなかったのである。

この公有地法を利用して不正なる土地取得が行なわれたことは、フィリピンのような前近代社会ではとうぜん予想されることであつた。大地主や政治ボスたちは、投機を目的として優良地(道路の新設を深知してその両側の土地)を申請・獲得した。そのあとで入りこんだ開拓民が、耕作後自作地として申請すると、かれらはその土地がすでに他人の所有であることを知らされた。その結果、これら真実の(*bona fide*)開拓者たちは、なんらの補償を受けることなく、土地から追われるかあるいは小作農としてその土地に止どまることを余儀なくされた。⁽³⁴⁾その他、移住後の経済的困難や無智のために、高利貸や土地投機業者の犠牲になる開拓民も多かった。このようにして、新しい土地にふたたび古い土地所有関係が再生されていったのである。こうした事實は、入植事業の成果をますます低下させる因となつた。ペルザーが述べるように、「かかる経験の報告はいちはやく故郷に流布されて、他のものがこれ

らの定着希望者のあとにつづくことを妨げたのである。というのは、いかなる場合においても、開拓地における経済的・社会的条件に関する失望的な報告ほど、効果的に移住を妨げうるものは、他にないからである⁽³⁵⁾。政府による初期の開拓入植政策は、かくて失敗に終った。

d 農業不安の展開

アメリカ統治下におけるフィリピン農業面の著しい特徴は、商品的農業の発展である。一九〇九年の Payne-Aldrich Tariff Act 及び一三年の Underwood-Simmons Tariff Act による米比間自由貿易関係の確立は⁽³⁶⁾、フィリピンの商品作物に対してアメリカの特恵市場をもたらしたが、これを契機として群島における甘蔗、ココナツト、マニラ麻等の生産は急激に増加した。このことは、同時に、フィリピンにおける植民地経済体制確立の過程でもあった。フィリピンの糖業は、このアメリカとの自由貿易関係を背景として、第一次大戦以降の国際需要の増大によって飛躍的発展の契機を与えられたのである。砂糖の生産量は一九二〇年の四七万ショート・トンから、四年の最盛期には一六五万ショート・トンに増大した。その場合、一九一六年におけるフィリピン国立銀行 (Philippine National Bank) の設立は、近代的精神糖 (分密糖) 工場の確立に重要な役割を演じた。一九一〇年、ミンドロ島サン・ホセ農園にアメリカ資本の手によってはじめて近代的精神糖工場が設立されて以来、一九三〇年までに四五の工場が設立されたが、フィリピンで最も著名な精神糖工場一が一九二〇年、二一年の両年に設立されたのである⁽³⁷⁾。糖業の中心地は西部ネグロス島および中部ルソン諸州であるが、精神糖工場労働者や農園労働者の労賃はきわめて低く、そこに戦前において糖業を急速に発展させた一つの有力な生産的基礎があった⁽³⁸⁾ (この点は戦後においても変らない)。こうしたアメリカの統治下における糖業を中心とする農産加工業の発展は、フィリピンにおける労働力市場を拡大

すると同時に、労働運動の展開をもたらす主要な契機となったのである。

フィリピンではじめて労働組合が結成されたのは一九〇二年であった。すなわち、印刷工を組織せる *Union Obrera Democrática Filipina* がこれであるが、この組合は結成後まもなく解散してしまった。その後、二〇年代における農産加工業および貿易の発展につれて労働組合の数も急激に増加し、一九一九年には労働局に登録された組合数三一、組合員数約四万二千人であったのが、一九二四年には組合数一四五、組合員数約九万人に達した。⁽³⁹⁾ この二〇年代における組合員数の増大にもまして重要な事実は、労働運動に対する共産主義思想の導入であって、それはワーフェルにしたがえば、「フィリピンにおける近代的労働運動の端緒を画するもの」であった。⁽⁴⁰⁾ 一九一九年には、左翼的指導者 *Jacinto Manahan* によって小作農組合が組織されたが、それは一九二四年に全国農民組合 (*National Union of Peasants*) に改組された。⁽⁴¹⁾ 一九三〇年八月には印刷工 *Crisanto Evangelista* その他の手によってフィリピン共産党が結成され、一九三三年には *Pedro Abad Santos* によって社会党が結成された。この中部ルソン・パンパンガ州の農村を基盤とする社会党の大衆組織は貧困労働者同盟 (*League of Poor Laborers*) で、組織員数は約七万人と称された。一方、フィリピンにおける三大強力組合は、すでに一九三〇年以前に結成されていた。マニラの沖仲仕を中心とする *Union Obreros Estivadores de Filipinas*、マニラ周辺の工業労働者を主体とする *National Labor Union*、ビサヤ諸島の農業・非農業労働者よりなる *Federacion Obrera de Filipinas* である。

フィリピンにおいて世界恐慌の影響が感ぜられるに至ったのは一九三三年以降であるが、それとともに社会不安は急速に増大していった。この国のように単一原料商品の輸出に基礎を置いた経済において、恐慌の影響はとくに

深刻なものがあつた。その場合、フィリピンの企業が労賃切下をもつて恐慌を乗切ろうとしたことは、特徴的であつた。⁽⁴²⁾ 労働紛争の件数は三三年以降漸増していったが、第八表に示されるように、とくに三八年以降において急上昇したのである。

第8表 労働紛争件数および参加労働者数の動向

年 次	紛 争 件 数	参加労働者数
1932	31	4,396
1933	59	8,066
1934	63	17,662
1935	27	7,040
1936	51	5,649
1937	57	4,667
1938	125	20,426
1939	222	28,104
1940	158	18,728

(注) 労働省 (Dep't of Labor) に登録された紛争件数のみ。

(出所) *Yearbook of Philippine Statistics*
1946, Manila, 1947, p. 211.

この経済不況の過程に一九三五年にコモンウェルスが成立し、フィリピンは独立のための準備期間(以後一〇年間)を迎えたが、ときのケソン政府の当面した重要課題は、労働紛争の解決であり、それにもまして増大する農業不安の対策であつた。これまでフィリピン農民の大部分は、地主階級と高利貸にとって完全な奴隸的存在であつたが、三〇年代になると「この階級こそは公共の秩序に対する脅威をなし、当時の支配者の心労の源泉をなした」⁽⁴³⁾のである。すでに、一九二三、二四年には、北部ミンダナオにおいて *Colorums* と称せられる秘密結社の蜂起があり、一九二七年にはブラカン州において *Tangulan* と称せられる秘密結社の陰謀が発覚した。後者⁽⁴⁴⁾

は、主としてマニラ周辺諸州、中部ルソンの労働者、小作農約四万人を組織せる団体であつた。一九三一年には、パンガシナン州 Tayug において数百人の武装せる群集が市役所や警察署を襲撃し、市役所にあつた土地台帳を破壊するといふ事件が起つた。この事件は直ちに鎮圧されたが、その原因はいうまでもなく農民の極貧状態にあり、

農村における非人間的な地主支配や警察権力に対する貧農・小作農階級の不満の爆発であった。この当時の支配階級は事件の真因が明らかになるのを恐れて、宗教的ファナシズムのせいにしてしまった。だがこの事件は、「無視するにはあまりにも意味深い徴候であった」⁽⁴⁵⁾。

その後、数年たらずして、一九三五年五月にラグナ州の Santa Rosa, Cabuyao およびブラカン州 San Ildefonso (Buena Vista 教会農園の中心) において *Sakdalista* ⁽⁴⁶⁾ 党員による武装蜂起があり、流血の惨を生じた。この *Sakdalista* 党は、地方中産階級の出である Benigno Ramos によって一九三三年に結成され、党員数約三〇万人、大部分がマニラ周辺および中部ルソン諸州の小作農階級であった。五月蜂起に参加せる人員はおよそ六万五千人といわれ、一〇〇人以上の死傷者を出して鎮圧された。かれらの主張は、封建的な人頭税の廃止、財産の均等分割、大土地所有とくに教会所有地の強制解体であり、したがってタグス事件の場合と同様に、小作農の不満とその要求を代表するものであった。かれらは、教会所有地を「不正なる手段を通じて」取得したものであるとして、はげしく非難した。⁽⁴⁷⁾ *Sakdal* 運動の特徴は、その要求のなかにフィリピンの完全独立と民族主義をかけたことであり、独立と貧農の生活水準の向上とを結びつけて考えていたことである。⁽⁴⁸⁾ かれらは、アメリカの支配下にあるかぎり、真の土地改革（農民解放）はありえないと感じとっていたのである。当時のアメリカ人副総督ヘイデンは、この *Sakdal* 事件の本質を鋭く洞察した。「サクダル蜂起は、独立要求であると同時に地主制 *caciquism* に対する一撃であった。大衆の心の奥底では、地主制はアメリカの支配と結びついている」⁽⁴⁹⁾と。

Sakdal 蜂起は、これまでの一揆にくらべると、よほど組織的性格を帯びているが、なお自然発生的・一揆的性格から完全に抜け出るものではなかった。⁽⁵⁰⁾ それゆえにこの蜂起は、アメリカの強力な軍勢力を背景とするフィリピ

第9表 小作紛争の動向 (1937~1940年)

年 次	全 国		うち中部ルソン 5州	
	件 数	参加 小作農数	件 数	参加 小作農数
1937	633	745	?	?
1938	764	2,723	568	2,290
1939	1,207	3,597	825	2,019
1940	1,270	4,371	800	3,455

(注) 労働省に登録された小作紛争のみ。

(出所) *Yearbook of Philippine Statistics*
1946, Manila, 1947, p. 220 より作成。

ン政府によって、簡単に鎮圧されてしまったのである。それは「自殺的行為」⁽⁵¹⁾ といつてよいものであった。しかし、*Sakdal* 蜂起の教訓は、その後、中部ルソンにおいて、共産党および社会党が組織的・統一的農民戦線を展開する契機を与えるものとして、重要な意義をもったのである。⁽⁵²⁾

一九三三年二月には、総督 Theodore Roosevelt の下で、フィリピンではじめての小作立法が制定された。フィリピン米作刈分小作法(Philippine Rice Share Tenancy Act—法四〇五四号)がこれである。この法律は、わが国における農業調整法に類するもので、地小作間の公正な関係を規定し、それによって小作農の地位を保護せんとするものであったが、しかも法律的に不備な点が多く、実効をまったくもたなかった。⁽⁵³⁾ 三五年の *Sakdal* 暴動とその後の農業不安の増大のために、ケソン大統領は、三六年法一七八号および三九年法四六一号によって小作立法の部分的修正を行なったが、いぜんとして同法は地小作間の紛争を解決することができず、かえって紛争を激化する要因となった。第九表にみられるように、労働省に登録された小作紛争件数だけでも、三七年以降累年増加の一途をたどったが、とくに中部ルソンに紛争の集中がみられた。

第一〇表に示される紛争原因のうちで、不当なる清算(unfair liquidation)の事実が多いことは注目に値しよう。中部ルソンでは大多数の小作農が、田植から収穫までの期間を食いつなぐために、地主から現金または粃米を借入れるのがふつうであるが、負債の返済にあたって暴利や度量衡単位の不正な⁽⁵⁴⁾

第10表 小作紛争の原因 (1938~1940年)

原 因 別	件 数	比 率
不当なる清算	1,839	65.3
追放	327	11.6
労役不払	280	9.9
収穫物配分増加要求	102	3.6
金納地増額拒否	45	1.6
小作法違反	38	1.3
小担保返却	34	1.2
収穫物の没収	30	1.1
その他	123	4.4
合 計	2,818	100.0

(出所) Rosendo Regalado, *A Critical Survey of Philippine Labor* (Typed), Manila, 1943, pp. 87~88.

どで地小作間に紛争が起きやすいのである。その他、第一〇表は、地主による小作農の追放、小作農の追加労役に対する地主の不払などが紛争の大きな原因となったことを示している。

一九三九年になると、小作農に対する地主の攻勢はその頂点に達した。中部ルソンのブラカン、ヌエバ・エシハ、タルラクおよびパンパンガ諸州では、地主による小作農の全面的追放が計画された。小作農の保有地からの追放は、「農業紛争の最も恒久的かつ直接的原因」⁽³⁵⁾であった。こうした場合、警察はつねに地主側に立って行動した。かれらは法の施行よりは、地主や地方ボスの支配の維持に努力した。さらに精糖工場や地主側は、私的な兵隊を組織して小作農の対抗を粉細した。⁽³⁶⁾このような三

〇年代後期における地主側の反撃に対して、小作農や農業労働者はしだいに組織化されていった。すでに三八年末までに、小作農と農業労働者による組織は四〇に達していた。また三八年には、社会党の指導下にある貧困労働者同盟とヌエバ・エシハ州を地盤とする全国農民組合とのあいだに統一委員会が結成された。この緊迫した情勢に対応して、ケソン大統領は、「社会正義」計画 (Social Justice Program) の旗印の下に、改良主義的社会政策を打ち出した。さきに述べた小作立法の制定、教会所有地の部分的買収、ミンダナオ島入植計画などがこれであるが、しかもかれは、「村 (barrio) 段階においてその計画を実施するための有効な手段を、けっして発見することがで

きなかった⁽⁶⁷⁾」といわれる。

一方、ケソン大統領は、「社会正義」計画の一環として、労働組合および農民組合の上からの統一と官製化をはかった。こうして一九三九年には、労働組合全国評議会 (National Commission of Labor) および農民組合全国評議会 (National Commission of Peasants) の結成が行なわれた。農民組合全国評議会には四〇の組織と三〇万人におよぶ小作農・農業労働者が含まれ、とくに共産党の指導力が顕著であった。労働組合全国評議会がたえず分裂をつづけたのに対して、農民組合全国評議会の場合には、共通の目標の下によく団結がとられた。これに対抗して地主側は、地主と小作農階級との協調を主張する *Careful ng Capayuan* (平和騎士団) を創設し、農民階級の分裂を策したが、政府は明らかにこの反動団体を支持した。⁽⁶⁸⁾ また地主の支配下にある州立法当局は、農民の政治活動を制限する法律を通過させた。⁽⁶⁹⁾

太平洋戦争直前の中部ルソン平原は、地主・資本家に対する小作農・労働者の階級闘争の檣舞台であり、まさに支配体制の危機にあったといつてよい。中部ルソンの大教会所有地や精糖工場においては、いまだに記憶に止まる血なまぐさい紛争がくりかえされた。有名な紛争のあった教会所有地のうちには、Buena Vista 農園 (二万七千ヘクタール、小作農数四万)、San Pedro Tunasan 農園 (一・三〇〇ヘクタール)、Dinalupihan 農園 (四千ヘクタール)、Lian 農園 (七、八〇〇ヘクタール) などの大農園が含まれている。⁽⁶⁹⁾ 一方、ルソン島における精糖工場の設立は、土地所有の集中と工場と密接に結びついた大地主の出現をもたらしたのであるが、三六年以降には精糖工場を中心にして頑強な労働争議が展開された。その場合、小作農と工場労働者との共同闘争がしばしば組織されたが、これを背景にして三八年には社会党と共産党との合同が実現されたのである。フィリピンにおける小作農の運動が、精糖工場を

媒介として工場労働者との統一戦線を形成したことは、特徴的な事実である。

一九四一年末の太平洋戦争の開始と日本軍の侵入とともに、農民運動は日本軍への抵抗を最大の課題とするに至った。翌年三月には、中部ルソン・パンパンガ州において抗日人民統一戦線 *Hukbalahap* (*Hukbo ng Bayan Laban sa Hapon*) が結成された。この組織には、社会党・共産党、一部知識分子、独立教会派、その他多くの工場労働者、小作農、農業労働者の組織が参加した。それは「肥沃なる中部ルソン平原の農民、農業労働者を最も直接的に代表するもの」であった。⁽⁶²⁾ 大戦中におけるこのフクラハップの最も妥協のない激しい抗日闘争は、たんに日本軍のみならず、アメリカ軍およびフイリピン人の支配階級に対して一大衝撃を与えたのである。⁽⁶³⁾

- (1) Frederick Chamberlin, *The Philippine Problem 1898-1913*, Boston, 1913, p. 103.
- (2) *Report by Dean C. Worcester, Secretary of the Interior*, Manila, August 29, 1910, p. 39.
- (3) *Report of the Philippine Commission* (1903) 460 頁 (Jose S. Reyes, *Legislative History of America's Economic Policy toward the Philippines*, New York, 1923, p. 157)°
- (4) 買収地の数個はその四年前の二倍に増進した (Grunder and Livezey, p. 129)°
- (5) Karl J. Pelzer, *Population and Land Utilization*, IPR, New York, 1941, p. 131.
- (6) Grunder and Livezey, p. 128. Majul, pp. 29~30.
- (7) Pelzer (1945), p. 91.
- (8) James S. Allen, "Agrarian Tendencies in the Philippines," *Pacific Affairs*, March, 1938, p. 54.
- (9) Luis Lichaucó 氏「教団所有地のいくつか部分が購入されたことにより、土地問題の解決は不十分であり、それにより」⁽⁶⁴⁾「Land Settlement in the Philippines」 in *Land Tenure*, ed. by K. H. Parsons and Others, Univ. of Wisconsin Press, Madison, 1956, p. 189)°
- (10) Parsons, M. B. and G. A. Peek, "Land Reform" in *Governmental Services in the Philippines*, IPA, UP, 1957,

p. 256.

- (11) マクティンミッドは、アメリカ統治下の土地政策を以下のごとく要約している。「アメリカは、一九〇〇年当時の土地制度を実質的に変更しなかったといつてよいだろう。フィリピンは、一方において多数の零細保有地、他方において比較的少数者への土地所有の集中してゐる農業国のままに残された」(Alice M. McDiarmid, "Agricultural Public Land Policy in the Philippines during the American Period," *Philippine Law Journal*, December, 1953, p. 887)°
- (12) James A. LeRoy, *Philippine Life in Toron and Country*, New York, 1905, pp. 84~85. 前掲の Federalista 氏が親米的であつたのはどうもいふまでもなく (Dean C. Worcester, *The Philippines: Past and Present*, New York, 1930, p. 37)°
- (13) Grunder and Livezey, p. 93.
- (14) Vicente J. Francisco, *The Land Registration Law of the Philippine Islands: Act No. 496*, Manila, 1933, pp. 8~20 参照°
- (15) W. Cameron Forbes, *The Philippine Islands*, Vol. I, Boston, 1928, p. 321.
- (16) この点からすれば、土地所有権の設定は、そもそもからフィリピン人の大部分の自給的小農民にとっては無縁なものであつたといわなければならない。したがつて、一九〇八年に群島ではじめての国立銀行である Agricultural Bank が設立されたにもかかわらず、「此の種銀行の利用を最も必要とした小地主、中小農民が其の所有地に對し Torrens titles (所有権の登録)を有しなかつた為折角政府が考へた機關を利用することが出来なかつた」(東亜研究所『比律賓の通貨・金融』昭和一八年、一〇八頁)°
- (17) フィリピンにおける糖業の本格的展開は、一九一六年の Philippine National Bank の設立を契機とするが、同行による長期農業融資の限度は、Torrens title をもつ場合は不動産評価額の六〇%まで、またない場合は四〇%まで(別の担保を必要とする)であつた (Pedro de Jesus, *Financial and Credit System under the Commonwealth Government* [unpublished, typed], 1943, p. 53)°
- (18) Pelzer (1945), p. 109.
- (19) *Ibid.*, p. 110.

- (20) McDiarmid, p. 877.
- (21) 「フィリピン人は、地方地主の言葉がおきてとられた封建制度の下におまりに長くいたために、いざいざ、われらの土地所有者は、自己の権利を主張するへ法廷へ訴え出る可能性を知らぬ」、その土地を奪われし者だ」(Forbes, Vol. I, p. 325)。またこの世に在る土地所有の事例として F. Sionil Jose, "The Philippine Agrarian Problem," *Comment*, No. 9, 1959, pp. 102~103. を参す。
- (22) Silayan and Aquino, p. 30.
- (23) Forbes, Vol. II, p. 527.
- (24) *Report of the President of the US by the Economic Survey Mission to the Philippines*, Washington, D. C., October, 1950, p. 56.
- (25) これは一九一八年センサスによる数字 (Forbes, Vol. I, p. 323)。
- (26) McDiarmid, p. 853.
- (27) この論争の経緯については *Report by Dean C. Worcester, Secretary of Interior, Manila 1910; Sale of Friar Lands in the Philippine Islands: Letter from the Acting Secretary of War*, Washington, 1910. 及び Dean C. Worcester, *The Philippines: Past and Present*, 1930. のなかの R. Hayden 以下 Chap. V. の記述を参す。
- (28) Pelzer (1945), p. 107.
- (29) Wood 総督時代(一九二一—二七年)のミンダナオ島分離論(同島を他の領土から切り離してアメリカの永久的植民地とする)の背後には、マラヤ・コムの人為的値上げに対抗して、同島をコム・プランテーションの適地にしようとするアメリカ側の意図があったが、このことは、やはり公有地法の規定がアメリカ資本にとってかなりの制限をなしていた事実を参る語らるべきこと (McDiarmid, pp. 880~881)。
- (30) Grunder and Livezey, p. 98. Jacoby, p. 198. (前掲『邦訳書』二〇八頁)。
- (31) McDiarmid, p. 869.
- (32) *Ibid.*, p. 868.

- (33) *Annual Report of the Director of Lands 1935*, 1936, pp. 66~67 (Pelzer, 1945, p. 111 45頁)°
- (34) Pelzer (1945), p. 112.
- (35) *Ibid.*, p. 134.
- (36) トマス・ペルザーの亜細亞諸島の糖の関税と工業誌 Pedro E. Abelar, *American Tariff Policy towards the Philippines 1898~1946*, New York, 1947, Chap. 2 ff. 参照°
- (37) *A Handbook of the Sugar and Other Industries in the Philippines*, The Sugar News Press, Manila, 1953, p. 42 参照°
- (38) 美國砂糖業の歴史と背景 Harlan R. Crippen, "Philippine Agrarian Unrest: Historical Backgrounds," *Science and Society*, Vol. X, No. 4, 1946, p. 343 参照° トマス・ペルザーの砂糖産業とトマス・キートンの糖畑とマニラ, 1928, p. 51)° 砂糖産業の歴史と糖業の発展の歴史と砂糖の関税と砂糖の生産°
- (39) Kenneth K. Kurihara, *Labor in the Philippine Economy*, Stanford Univ. Press, 1945, p. 70, Table VI.
- (40) David Wurfel, "Trade Union Development and Labor Relations Policy in the Philippines," *Industrial and Labor Relations Review*, Vol. 12, No. 4, July, 1959, p. 585.
- (41) J. H. Brimmell, *Communism in South East Asia*, Oxford Univ. Press, London, 1959, p. 101.
- (42) Kurihara, p. 62.
- (43) Joseph R. Hayden, *The Philippines: A Study in National Development*, New York, 1950, p. 379.
- (44) *Ibid.*, p. 915.
- (45) F. Sionil Jose, p. 108.
- (46) Sakdal 運動の歴史と「中絶」の歴史「中絶」の歴史「中絶」の歴史°
- (47) David R. Sturtevant, "Sakdalism and Philippine Radicalism," *Journal of Asian Studies*, Vol. XXI, No. 2, February, 1962, p. 202.
- (48) Hayden, p. 395.

- (54) *Ibid.*, p. 400.
- (55) 米の機械的耕作は、*Sakdalista* の指導者が、蜂起に際して民衆に日本からの救援を信じこませようとしたところから始まる（Sturtevant, pp. 206～207; Hayden, pp. 391～392）。
- (56) Sturtevant, p. 208.
- (57) *Ibid.*, p. 213.
- (58) 米の栽培の専断を農民に与え、米の分配を David Wurfel, “The Philippine Rice Share Tenancy Act,” *Pacific Affairs*, March, 1954, pp. 41～50. を参照せよ。
- (59) 小作農が地主からの借金を返済する機会、その金利は三厘%から三九〇%に達する（Hester and Mabban, et al, “Some Economic and Social Aspects of the Philippine Rice Tenancies,” *Philippine Agriculturist*, XII, 1924, p. 397）。
- (60) Allen, p. 63.
- (61) Crippen, p. 348. Hayden, p. 291.
- (62) Sturtevant, p. 211.
- (63) Crippen, pp. 355～356.
- (64) Sturtevant, p. 212.
- (65) Allen, pp. 54～55.
- (66) Crippen, p. 359.
- (67) *Ibid.*, p. 360. 「フタビ、ラハップは……二つの戦いを行なっていることを発見した。一つは日本軍に対するものであり、もう一つは多数のナシヨナリスタ党員を含み、現状の維持を目的とするところのアメリカ極東軍に対するものであった」(Robert Payne, p. 270)。

市場統計に基づく畜産物需要分析

唯 是 康 彦

- 一、概観
- 二、統計資料
- 三、個別商品の弾性値
- 四、弾性値の総合
- 五、需要予測
 - 補論1、農家の畜産物需要
 - 補論2、多重共線関係の処理
 - 補論3、供給制限を課した需要分析

一、概観

需要分析において常に問題になるのは供給側との関係如何ということである。供給条件を考慮しない需要分析は回帰係数に統計的偏倚を発生させる。これは計量経済学上の常識である。しかし、わが国の戦後の畜産物は、目下のところ供給側の経済関係が飼料や代替作物の複雑な生産関係のため、必ずしも明らかでない。事実、筆者の体験でも、乳製品についての連立方程式体系による需給分析は失敗に終っている。そこで、需要分析を供給側から切り離して単独で行なわねばならないが、そのためには供給側に特定の仮定を立てておく必要がある。H・ウオルドは経済体系の因果関係の見地から、需要と供給に時差を導入し、それによって統計学的に需要分析を独立させている。⁽¹⁾しかし、この立場に立てば、供給量が一期前の価格によって決定されるために、今期の価格はその供給量によって